

第5次金武町総合計画 [前期基本計画]

平成 28 年度～平成 32 年度

平成 28 年 3 月
沖縄県金武町

第5次金武町総合計画 前期基本計画

－目次－

「総合計画」とは

(1)総合計画の役割 -----	1
(2)総合計画の内容と構成 -----	1
(3)計画期間 -----	1
(4)基本構想と基本計画の関係 -----	2

《前期基本計画》

基本目標1

健やかで明るく 心のふれあうまちづくり 一保健・福祉の充実一

施策1 子育て支援の推進 -----	4
施策2 健康増進・各福祉施策の推進 -----	6
施策3 国民健康保険 -----	10

基本目標2

未来へはばたく ひとを育むまちづくり 一教育・文化の振興一

施策1 幼児教育の振興-----	14
施策2 義務教育の振興-----	16
施策3 生涯学習の振興-----	20
施策4 スポーツ・レクリエーションの振興-----	22
施策5 青少年健全育成の推進 -----	24
施策6 育英事業の推進-----	26
施策7 地域文化の振興-----	28
施策8 国際交流の推進-----	32

基本目標3

自然と調和した 住みよいまちづくり 一生活環境・基盤の整備一

施策1 生活環境の整備-----	36
施策2 道路の整備 -----	38
施策3 上水道の整備 -----	40
施策4 下水道の整備 -----	42
施策5 海岸周辺の整備-----	44
施策6 河川の整備 -----	46

施策7 公園緑地の整備-----	48
施策8 情報・通信の推進-----	50

基本目標4

安心して 暮らせるまちづくり 一環境衛生・防災対策の推進一

施策1 廃棄物処理対策 -----	54
施策2 消防・救急体制 -----	56
施策3 防災・減災対策 -----	58
施策4 交通安全対策 -----	60
施策5 防犯対策 -----	62

基本目標5

活気あふれる 産業のまちづくり 一産業の振興一

施策1 農林・畜産業の振興 -----	66
施策2 水産業の振興 -----	68
施策3 商工業の振興 -----	70
施策4 観光業の振興 -----	72
施策5 雇用対策の推進-----	74

基本目標6

ともにつくる 魅力あるまちづくり 一行財政の推進一

施策1 町民と創るまちづくり -----	78
施策2 行政運営の確立-----	80
施策3 財政運営の確立-----	84

《資料編》

「総合計画」とは

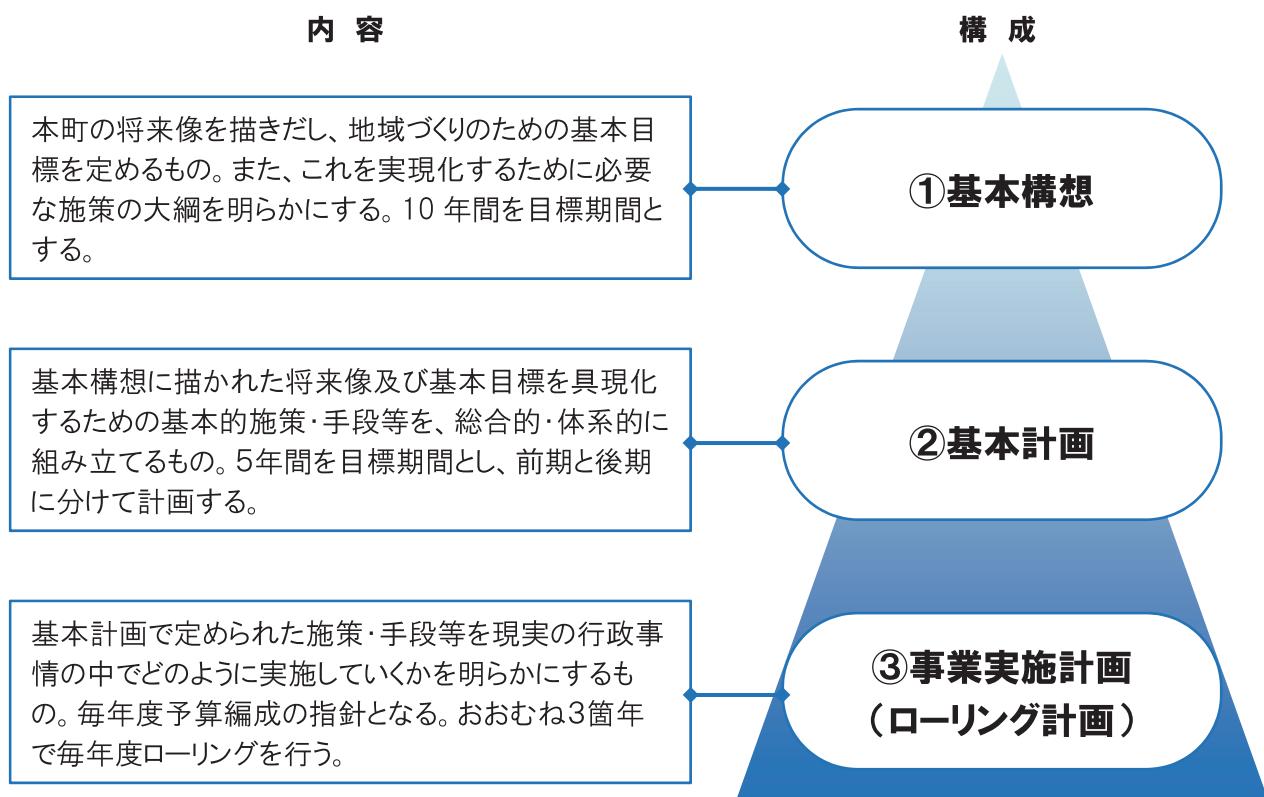
(1)総合計画の役割

「第5次金武町総合計画」は、本町が今後の10年間で目指すまちづくりの将来像や基本目標、実施すべき施策の方向性を取りまとめた町政運営の基礎となる最上位の基本構想・基本計画です。時代情勢や経済事情、町民のニーズ等に応え、町が適切な行政計画を行うための指針となります。

また、本町が抱える問題を明らかにし、今後の基本的な施策を示すことで、これらの課題等を町民と共有することに意義があります。

(2)総合計画の内容と構成

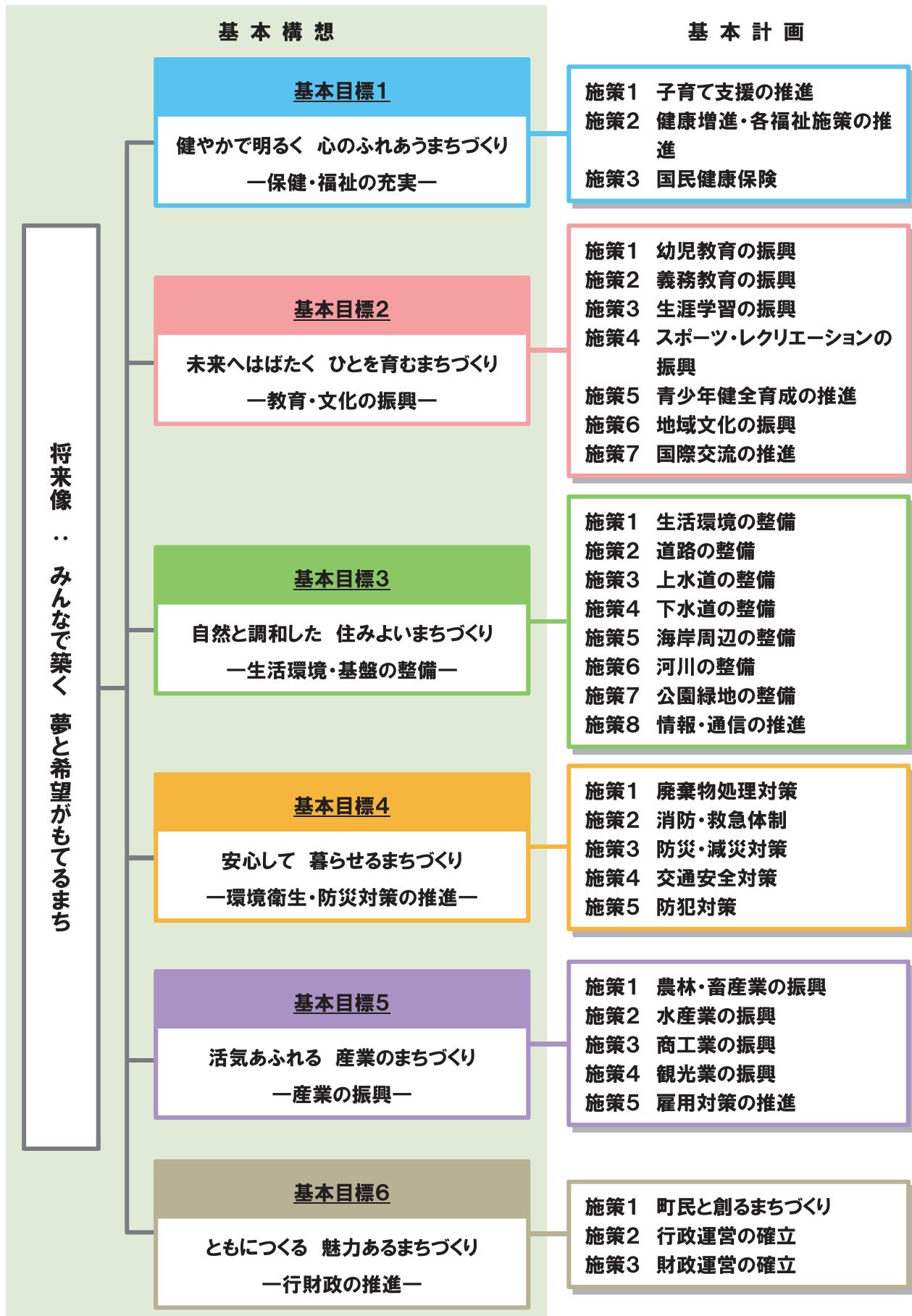
「第5次金武町総合計画」は、以下のような構成となっています。



(3)計画期間

「第5次金武町総合計画」の「基本構想」は、平成28(2016)年度を初年度とし、平成37(2025)年度までの10年間を計画期間とします。「前期基本計画」は、その最初の5年間を対象とするため、平成28年(2016)年度から平成32(2020)年度までを計画期間とします。

(4) 基本構想と基本計画の関係



第5次金武町総合計画 《前期基本計画》

基本目標1

健やかで明るく 心のふれあうまちづくり

—保健・福祉の充実—

施策1 子育て支援の推進

施策2 健康増進・各福祉施策の推進

施策3 国民健康保険

施策
1

子育て支援の推進

目的 子育て世帯を対象に子どもを産み育てやすいまちづくりを目指す。

施策の基本方針

- 「放課後児童健全育成事業」を「放課後子ども総合プラン」事業へ移行する。
- 5歳児保育の実施と幼児教育の複数年化を検討する。
- 公立を含めた町内保育所の「認定こども園(※)」の普及促進を検討する。
- 「子ども支援課(仮称)」の設置を検討する。

成果指標

施策項目	指標項目	現状値 (平成27年度)	目標値 の方向	目標値 (平成32年度)
保育環境の整備	認可基準に則した児童の受入数増加	284人	↗	532人

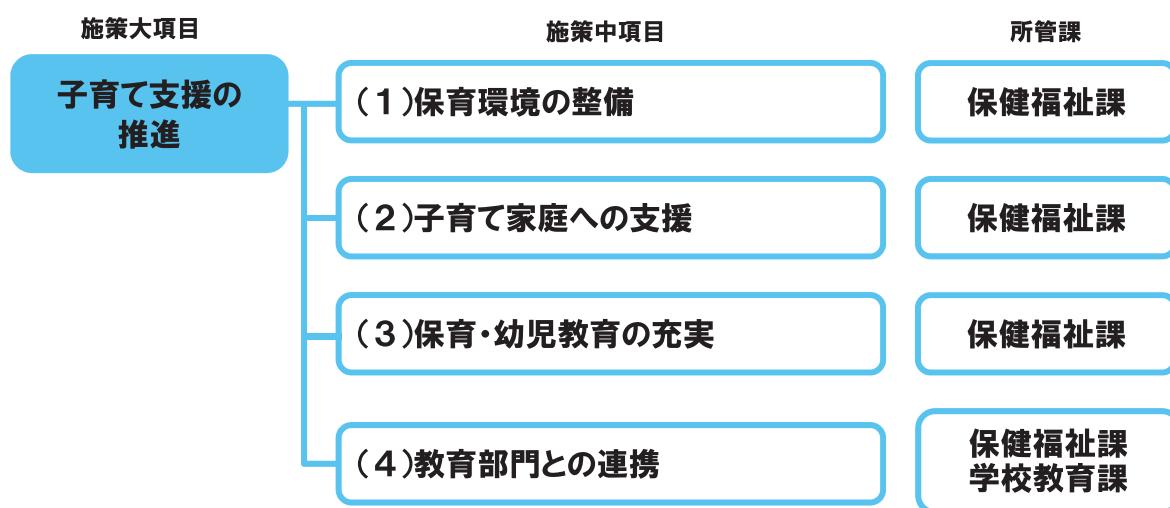
これまでの振り返りと課題

- 金武町における保育環境は、現在町立保育所3箇所、認可保育所1箇所、認可外保育所4箇所があり(うち、2箇所が認可へ移行準備中)、保育サービスが行われている。
- 地域の多様な保育ニーズに対応するため、公立保育所民営化移行を実施しており、平成27年度に浜田保育所を民営化した。平成28年度には、並里保育所を民営化する予定である。
- 待機児童対策として、現在町立保育所においては、面積要件の範囲で入所定員の枠を広げ、弾力的受け入れを行っている。また地域における子育ての支援充実を図るため、子育て支援センター規模の拡充を行う。
- 保育施設のうち、平成21年に整備した金武幼稚園・保育所の一体化施設及び今後施設整備予定の嘉芸幼稚園・保育所の一体化施設は、保育所、幼稚園、小学校との一貫性ある保育や幼児教育を実践するため、学校教育課とも連携する必要がある。
- 金武町における出生数は、平成32年まで増加し、その後横ばいの状況が続くと推測されている。今後の保育所のあり方については、国の新たな制度改革に十分留意し、動向も見極めながら子育て施策を推進していく。

(※)認定こども園：

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持つ。

施策の体系



施策の推進

(1)保育環境の整備

- ①町内4箇所の認可外保育所のうち2箇所を認定子ども園へ移行し、受入れ定員の増加と保育環境の充実を図る。
- ②待機児童対策として、町立保育所では弾力的な受入れを実施する。
- ③小規模保育施設については、認可外保育所の1箇所を認可し、また、新たな法人による保育施設を認可・開設することで受け入れ体制の強化を図る。

(2)子育て家庭への支援

- ①子どもの居場所づくりとして実施している、放課後児童健全育成事業については、学校教育課との連携を図ることで、放課後子ども総合プランの運用にあわせ放課後子ども教室を実施し、放課後保育の充実を図る。
- ②子育て家庭への支援として、子育て支援センターの機能拡充、強化を図る。
- ③子どもの貧困対策としては、学校教育課に配置される支援員との連携を密にし、子どもの居場所づくり、学習支援など必要とされる支援を把握し、適宜対応していく。

(3)保育・幼児教育の充実

- ①町内保育・幼児教育の充実を図り、保護者ニーズに対応するため、公立保育所全てにおいて5歳児保育を実施する。また、学校教育課との調整を進め、0歳から就学前の一貫した保育・幼児教育が行えるよう認定子ども園化を推進する。

(4)教育部門との連携

- ①「子ども・子育て関連3法(※)」に連動した子育て施策を効率的に実施するため、「子ども支援課(仮称)」の設置に向け、学校教育課との調整を図る。
- ②一貫した幼児教育を実施するため、公立の幼稚園・保育所の一体化施設においては、認定子ども園化を進め、複数年幼児教育を実施し、併せて小学校との連携を強化していく。

(※)子ども・子育て関連3法:

幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために制定された次の3つの法律のことで、「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正法」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」を指す。

施策
2

健康増進・各福祉施策の推進

目的

地域の子ども、障がい者(児)、高齢者などが安心して地域で暮らせるよう住民同士が互いに支え合い、見守ることのできる地域づくりを目指す。

施策の基本方針

- 住み慣れた地域で、町民、行政が相互に支え合う、自助・共助・公助の考え方に基づく地域課題解決のためのコミュニティづくり、地域活動の充実を図る。
- 町民の誰もが生きがいをもってのびのびと暮らせるまちづくりを実現する。
- 各年代の健康の保持増進、交流や活動の場づくりを推進する。
- 各年代の健康課題に応じた健康づくりの情報発信及び環境整備などを行い、いきいきと元気に暮らせるまちづくりを推進する。

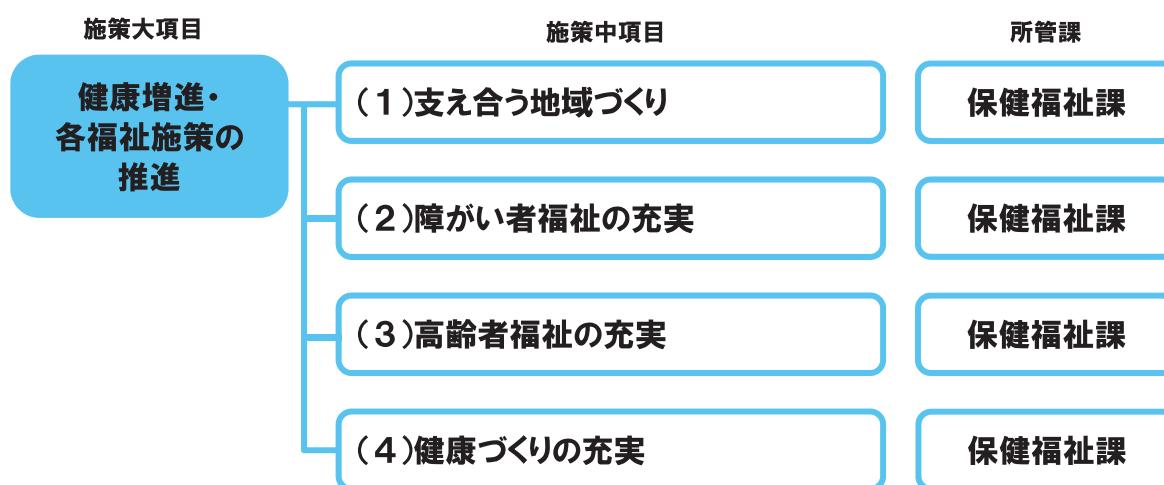
成果指標

施策項目	指標項目	現状値 (平成27年度)	目標値 の方向	目標値 (平成32年度)
支え合う地域づくり	各区内保健福祉推進会議の設置	0箇所	↗	5箇所
障がい者福祉の充実	障害児通所支援事業	45人	↗	60人
	相談支援事業所の設置	4施設	↗	6施設
高齢者福祉の充実	生活支援コーディネーターの配置	0人	↗	1人
	認知症地域推進員の配置	0人	↗	1人
健康づくりの充実	死亡者全体に占める65歳未満の死亡率	H22年 男性:14人 (30.2%) 女性:8人 (12.3%)	↙ ↘	
	特定健診の保健指導率	48%	↗	60%

これまでの振り返りと課題

- 少子高齢化や核家族化の進行などにより、家族間での支え合いが希薄化し、福祉サービスを必要とする世帯が増加する一方、生活様式や価値観の多様化による福祉サービスのニーズも多様化・細分化している。これらの状況を踏まえ、支援や相談を必要としている人の多様なニーズに応えられるよう、福祉サービスや相談機能の充実を図っていくことが求められる。
- 障がい者(児)福祉サービスについては、個人におけるサービスなど利用計画の整備により、相談、情報提供体制の強化を図ってきた。在宅や施設サービスの提供は円滑になってきたものの、今後は個人が地域に参加しやすい支援体制づくりの検討が必要である。
- 地域の関係性が希薄化し、公助のみによる法的支援だけでは住民が安心して暮らせるまちづくりは難しい状況にある。地域課題解決には自助・共助・公助の考え方に基づく、コミュニティづくりが急務であり、そのためには、社会福祉協議会や現に地域活動を実施している各種団体、ボランティアなどとの連携体制の構築が必要である。
- 障がい児への対応としては、可能な限り早期に自立した生活に繋がるよう、放課後や休日においても能力向上に必要なサービスの提供など事業所との調整を図っている。
- 健康おきなわ21(第2次)計画によると、沖縄県は男女の肥満割合と65歳未満死亡率が非常に高く、全国で最も早世な県となっている。金武町は男女の肥満割合及び男性の65歳未満死亡割合が沖縄県よりも高い状況にある。
- 金武町の医療費レセプトや特定健診などの結果をみると、健診結果が有所見または治療が必要な段階でも医療受診しない状況や長期の未受診などによる病気の重症化を考えられ、町民の早世死亡予防と健康寿命延伸への取り組みは急務である。そのためには、町民の健康意識の向上を図り、生活習慣病予防、重症化予防を推進する必要があり、住民生活課との連携強化が課題である。

施策の体系



施策の推進

(1)支え合う地域づくり

- ①個々が参加しやすい地域づくり、困りごとや要支援者に関することなど、地域でのいろいろな活動を繋げる組織として地域福祉推進会を各区に設置し、それを中心にした各種団体との連携強化を図る。

(2)障がい者福祉の充実

- ①障がい者(児)福祉サービスの支援強化のため、サービスなど利用計画の整備を推進し、サービス提供にかかる情報共有・連携を密にし、在宅や施設サービス提供の適正化を図る。
- ②障がいの特性に応じて放課後や休日においても、生活能力の向上のために必要な訓練などが提供できるよう事業所と計画・調整を図る。

(3)高齢者福祉の充実

- ①個々の生活様式により多様化する福祉や介護サービスのニーズに対応するため、各種サービス提供や調整における福祉住環境コーディネーター(※)を配置する。
- ②高齢化が進むなか、特に認知症についての問題は、家族や地域を巻き込み大きな課題となっている。そのような課題の支援について、相談・生活支援・介護予防サービスの構築を図るため、認知症地域推進員の配置を実施する。

(4)健康づくりの充実

- ①町民の早世予防と健康寿命延伸への取り組みについては、健康意識の向上を図り、生活習慣病予防、重症化予防を推進する必要がある。そのためには、特定健診の受診率と保健指導率の向上に努めると同時に、各年代にあわせた食事や運動などの健康情報を発信し、健康増進を図る。

(※)福祉住環境コーディネーター:

障がい者や高齢者に対し、できるだけ自立し、いきいきと生活できる住環境を提案するアドバイザーのこと。



平成28年5月に落成した、金武町地域子育て支援センター「愛称 歩歩(ぽっぽ)」

施策
3

国民健康保険

目的 町民の健康の保持増進を図る。

施策の基本方針

- 国民健康保険制度の健全で長期的な安定を目指し、保険・医療・福祉との連携による町民の健康の保持増進のため、特定健診・保健指導の実施や広報活動の強化に努める。
- 生涯学習やスポーツ・レクリエーション活動などを一層促進し、町民の健康づくりの推進に努める。
- 健康診断、健康管理を強化し、疾病の未然防止と早期発見に向けた被保険者への啓発や医療費通知の周知徹底を図り、国民健康保険事業に対する町民意識の高揚を図る。

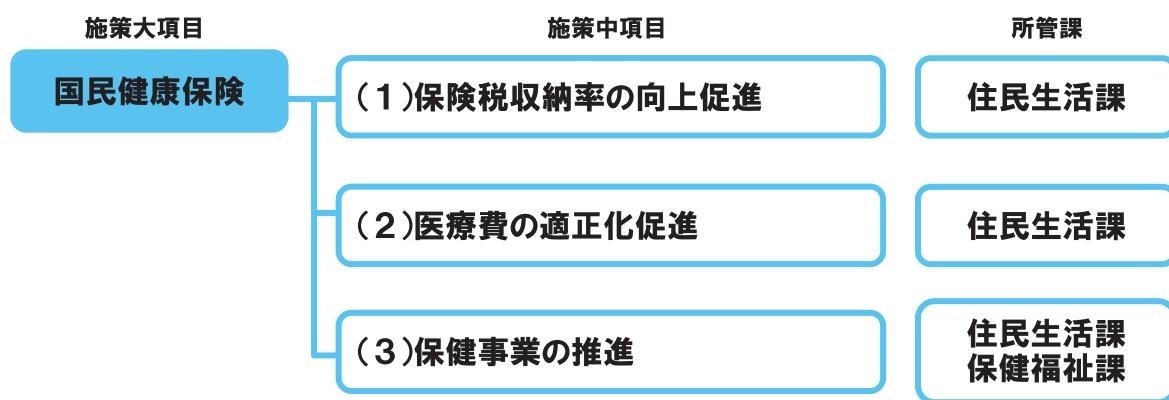
成果指標

施策項目	指標項目	現状値 (平成26年度)	目標値 の方向	目標値 (平成32年度)
保険税収納率の向上促進	国民健康保険料の収納率	94.09%	↗	95.2%
保健事業の推進	特定健診の受診率	40%	↗	60%

これまでの振り返りと課題

- 保険税収納率については、保険料の納付相談の充実、口座振替の案内及び納期内納税の推進などをホームページなどで周知し、納税意識を高め、収納率の向上に努める必要がある。
- 金武町では、国民健康保険事業を継続的に推進していくために国民健康保険の加入者、療養諸費給付及び疾病分類動向などの状況を分析することにより、医療費の適正化に取り組んでいる。
- 増え続ける医療費については、特定健診、特定保健指導の受診率の向上を図り、町民の健康づくり活動の普及、促進に努める。
- 国民健康保険は農漁業及び自営業を中心とする医療制度であり、被保険者の生命と健康を守ることを目的とした社会保険制度である。平成30年度には国民健康保険制度の安定化を目指し、広域化される。
- 平成20年度から特定健診業務が国民健康保険事業に位置付けられ、保健福祉課と連携し、統一した業務体制が課題である。

施策の体系



施策の推進

(1)保険税収納率の向上促進

- ①国民健康保険財政の健全化を図るため、滞納者の実態把握に努め、相談体制の充実を図るとともに、口座振替を促進し収納率の向上を図る。

(2)医療費の適正化促進

- ①保険医療費の適正化と節減を図るため、適正受診対策の強化と医療費通知の実施を推進するとともに国民健康保険制度への理解と意識の高揚を図る。

(3)保健事業の推進

- ①国民健康保険事業の長期的安定化を図る観点から、保健福祉課と連携し、町民の健康づくり運動を推進するとともに、特定健診・保健指導及び各種保健事業の推進を図る。



第5次金武町総合計画 【前期基本計画】



第4回「残したい金武町の風景」写真・絵画コンクール 大賞 「川遊び」

基本目標2

未来へはばたく ひとを育むまちづくり

—教育・文化の振興—

施策1 幼児教育の振興

施策2 義務教育の振興

施策3 生涯学習の振興

施策4 スポーツ・レクリエーションの振興

施策5 青少年健全育成の推進

施策6 育英事業の推進

施策7 地域文化の振興

施策8 國際交流の推進

施策
1

幼児教育の振興

目的 幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児期の特性を踏まえた適切な環境整備を図り、子どもたちの心身ともに健やかな成長を目指す。

施策の基本方針

- 幼児教育は、学ぶ意欲の基礎となる好奇心を育み、人間形成の基礎を培う重要な時期である。幼稚園における教育は遊びなどを通して、一人ひとりの個性を重視するなかで、社会性、ルール、思いやりの心、豊かな心を育成し健やかな成長を期して行われるものである。そのため、子ども・子育て新制度に基づき、地域全体で子どもを大切にする機運を一層高め、幼児教育の環境整備に努める。

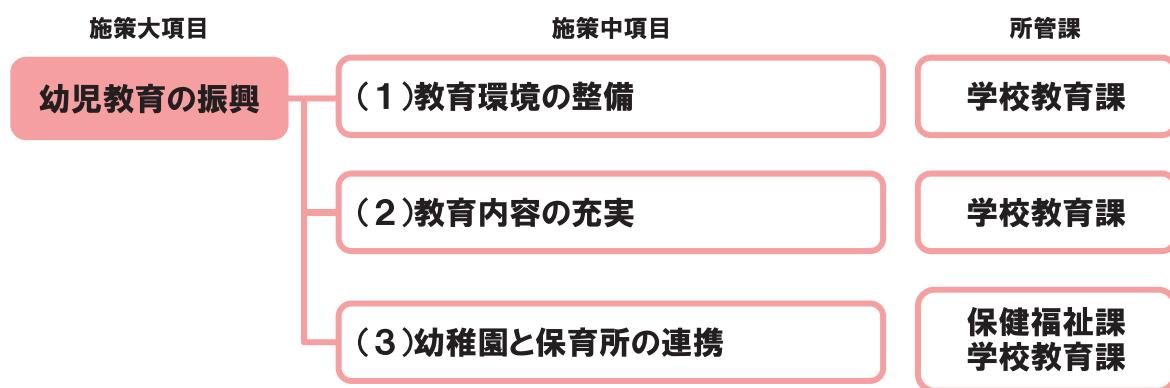
成果指標

施策項目	指標項目	現状値 (平成27年度)	目標値 の方向	目標値 (平成32年度)
教育環境の整備	認定こども園の設置	0園	↗	2園
	施設の耐震化改修	1棟	↗	3棟

これまでの振り返りと課題

- 金武町には平成27年4月現在で幼稚園が3園あり、中川、金武、嘉芸の各小学校にそれぞれ併設されている。
- 平成22年度から家庭における教育費の経済的負担と子育て支援を図るため、保育料を無料としているほか、幼稚園及び小・中学校に3人以上の園児・児童・生徒を有する保護者に対し、3人目以降の学校給食費の補助を行っている。発達障害などの園児教育については、教育的ニーズに応じて特別支援教育支援員を適宜配置している。
- 金武幼稚園においては、地域の実態や保護者のニーズに応じ預かり保育を無料とし、全ての子どもたちが健やかに育つよう、幼児教育における子育て支援を実施している。
- 平成27年度現在の園児数は合計126人で、5年前の平成22年の115人から比較すると増加傾向にある。
- 3園の各幼稚園における園舎や園庭などの施設については、耐震性の低い昭和56年以前に整備された園舎の耐震化を進めており、平成21年度には金武幼稚園を金武保育所との一体化施設として改築整備を行った。中川幼稚園の改築については、平成27年度事業として実施している。嘉芸幼稚園については、子ども・子育て新制度に基づき、嘉芸保育所との一元化として認定こども園の実施に向けた取り組みを行っている。
- 3歳児から5歳児の子育て支援として、地域の特性を生かしつつ時代のニーズに沿った幼児教育の充実に努めることが必要である。

施策の体系



施策の推進

(1)教育環境の整備

- ①幼稚園教育は「生きる力」の基礎や小学校以降の学校教育全体の生活や学習の基礎を培う役割があり、多様な幼児教育活動の実施を推進する。
- ②施設整備においても耐震化改修などによる新しい園舎の建設を推進し、教材、教具及び遊具などの整備を含めた幼児教育にふさわしい安全・安心な教育環境の充実を図る。
- ③公立幼稚園の教育環境を整備する上で、町内認可外保育所から移行される私立認定子ども園や公立保育所で実施される5歳児保育との均衡に配慮し、公立・私立ともに同水準の教育・保育が提供できるよう各施策を展開する。

(2)教育内容の充実

- ①幼稚園教諭の資質向上及び教育課程の充実を図り、地域全体で子どもを守り育てるという意識啓発のために、地域に開かれた幼稚園づくりに努める。
- ②複数年幼児教育を念頭に、就学前における乳幼児期の一貫した保育・教育の充実を図るため、保健福祉課との調整を図りながら認定子ども園化を推進する。

(3)幼稚園と保育所の連携

- ①幼稚園と保育所は、それぞれの目的と役割を有するが、双方とも小学校就学前の幼児を対象としていることなどを踏まえつつ、保・幼・小の連携を構築する。また、幼児教育・保育などを総合的に推進するため「子ども支援課(仮称)」の設置に向け、保健福祉課など関係機関との調整を図る。

施策
2

義務教育の振興

目的 子どもたちに確かな学力などを身に付けさせ、豊かな心と健やかな体を育成するとともに、基本的生活習慣の確立を図り、家庭・地域・学校・行政及び関係機関が連携した教育環境づくりを目指す。

施策の基本方針

- 学校教育を進めるにあたっては、児童生徒の生きる力を育むため、「個性の尊重を基本とし、郷土の自然と文化に誇りをもち、自主性、創造性、国際性に富む人材の育成」を念頭に、「確かな学力の向上」「豊かな心の育成」「健やかな体の育成」「基本的な生活習慣の確立」を重点目標として位置づけ、創意工夫を生かした金武町の特色ある教育活動を展開する。そのために、金武町の特性を生かした教育課程編成を行うほか、これらに掲げる目標を達成するよう教育を実施するとともに、適切な教育環境の整備を行う。
- 子どもたちの学習を支える力を育成するため、金武町共通実践項目を設定し、家庭・地域・学校における相互の連携及び協力のもと、実践項目について共通理解を図り、各項目の実践を推進し、自ら考え主体的に学習に取り組む姿勢の確立を図る。
- 今後とも国際化・情報化に対応する人材育成を図るため、英語教育や情報教育の推進に努める。
- 学校給食については、児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、給食内容の充実に努めるとともに、地元食材を活用し、食育の推進を図る。

成果指標

施策項目	指標項目	現状値 (平成27年度)	目標値 の方向	目標値 (平成32年度)
学習教育の充実	特別支援教育支援員の配置	16人	➡	適宜配置
	少人数学級編制	35人編制	➡	35人編制
	英語教育課程特例校	3校	➡	4校
学習環境の整備	施設の耐震化改修など	3棟	➡	4棟

これまでの振り返りと課題

- 金武町には、平成27年4月現在で小学校が3校(中川、金武、嘉芸)、中学校が1校(金武中)あり、児童生徒数は小学校合計764人、中学校合計375人となっている。この児童生徒数を平成22年以降の推移でみると、小学校、中学校とも微増している状況である。
- 学校教育においては、一人ひとりが自ら考え、行動していくことのできる自立した個人として、心豊かに、たくましく生き抜く力を育成する必要性が高まっている。変化の激しいこれからの中社会を生き抜くための確かな学力、豊かな人間性、健康、体力の知・徳・体をバランスよく育成し、児童生徒の「生きる力」をよりいっそう育む教育活動の展開が重要である。
- 金武町の特色ある教育として、国際性に富む人材育成を図ることを目標に、平成27年度より小学校において英語教育課程特例校(※1)の指定を受け、特別な教育課程を編成し、英語教育を推進している。小学校(3校)及び幼稚園(3園)に外国人英語指導助手(ALT)2人、日本人英語指導員(JTE)2人を配置し、児童の発達段階を考慮しながら、英語指導を行うほか、創意工夫を生かした英語活動を展開している。また、小中学校で連携し、継続性を確保した英語学習が行なえるよう取り組んでいる。中学校については、現在外国人英語指導助手(ALT)を1人配置しており、今後は小学校に引き続き、英語教育課程特例校の指定を受けて、英語教育の充実を努める必要がある。
- 情報化教育については、平成21年度には全小中学校のパソコン教室に児童生徒1人1台の教育用コンピュータを整備し、全学校全教室に電子黒板を設置するとともに、情報教育指導員を配置するなどICT(※2)環境を整備し、児童生徒の情報活用能力の育成を図っている。そのほか、教職員1人1台のコンピュータを導入し、校務の効率化を図るとともに、電子黒板の操作講習会や教材研究を実施するなど、情報教育の充実に努めている。
- よりきめ細やかな指導が行えるよう、町独自で教職員を任用した1学級35人の少人数学級編制を実施しているほか、夏休みなどの補習授業や高校受験対策として放課後学習支援事業を実施している。
- 発達障がいなどのある児童生徒への教育的支援については、障がいの有無にかかわらず、誰もが地域の学校で学べるよう特別支援教育支援員を適宜配置している。
- 全ての学校施設において、スロープ、階段などの手すり及びエレベーターを設置するなどのバリアフリー化の整備が図られており、今後も教育的ニーズに対応できるよう合理的配慮や基礎的環境整備に努め、特別支援教育の充実を図る必要がある。
- 学校給食においては、成長期にある児童生徒の健康の保持増進のため、栄養バランスのとれた食事を提供できるよう献立内容などの充実を図っているものの、朝食抜きでの登校や偏食、マナーなどの改善が課題となっている。

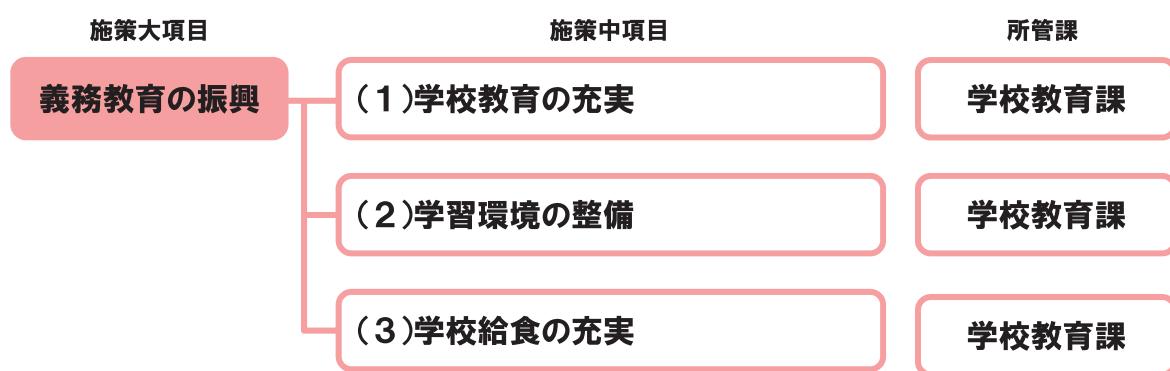
(※1)特例校:

学校教育法施行規則第55条の2項に基づき、学校又は地域の特色を生かし、学習指導要領などによらない特別の教育課程を編成し実施することができる学校のこと。

(※2)ICT:

情報・通信に関する技術の総称で、教育の一環として利用・活用すること。

施策の体系



施策の推進

(1)学校教育の充実

- ①小中学校の全体的な学力向上と心身ともに健全な人間性形成のため、各教科、道徳、特別活動・部活動などを推進する。
- ②特別支援教育については、特別支援学級及び通常学級において必要とする支援を行う。
- ③地域との連携強化を図るとともに、児童生徒の積極的な地域行事などへの参加を促進する。
- ④就業意識の向上を目的に、「金武町就活支援センター（※1）」と連携しながら小学校、中学校におけるキャリア教育を推進する。

(2)学習環境の整備

- ①多様な学習活動を支援するため、学校施設、教材、備品の整備拡充を推進する。
- ②特別支援教育支援員などを適宜配置するほか、町独自の35人学級編制のための町負担教員や情報教育指導員、英語指導助手、日本人英語指導員を配置し、学習活動の充実を図る。また、子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、教育相談体制の充実を図る。
- ③経済的理由による就学困難な児童生徒への支援として、学用品費などを補助する就学援助を実施する。また、子どもの貧困対策においては、支援員としてスクールソーシャルワーカー（※2）を配置し、支援が必要な児童生徒を把握し、保健福祉課と連携を密にし、対応していく。

(3)学校給食の充実

- ①各家庭との連携を強化しつつ、学校において十分な食育がなされるよう適切な取り組みを行う上で、学校給食における衛生管理の徹底、栄養及び食事マナーなど、望ましい食育のあり方の指導の充実を図る。
- ②地元食材の積極的な活用に向け、関係機関などとの連携・協議に努める。

（※1）金武町就活支援センター：

主に就活支援、雇用対策及びキャリア教育の3つの分野に焦点をあて、地域社会と連携を図りながら体系的に支援していくことを活動目標とする行政機関のこと。

（※2）スクールソーシャルワーカー：

問題を抱える子どもとその置かれた環境の改善に向けて、関係機関と連携調整を図るなど、多様な支援方法により課題解決への対応を行う福祉の専門家のこと。



第7回「残したい金武町の風景」写真・絵画コンクール 入選 「通学路」

施策
3

生涯学習の振興

目的

町民のあらゆる世代が個々の望む「学び」を通じて、心豊かな暮らしを実現できる薫り高い教育文化のまちづくりを目指す。

基本目標2

施策の基本方針

- 生涯学習をめぐる社会的・地域的要望の複雑化・高度化にも配慮しながら、町民の多様な生涯学習のニーズに対応し、現在実施している各種生涯学習プログラムの効果的展開を図り、新しいプログラムのニーズにも対応しながら、引き続き生涯学習の振興に努める。そのため、多様な学習の場を創出できる環境の整備・拡充と人材の育成・確保に努めるとともに、社会教育関係団体の育成強化を推進する。

成果指標

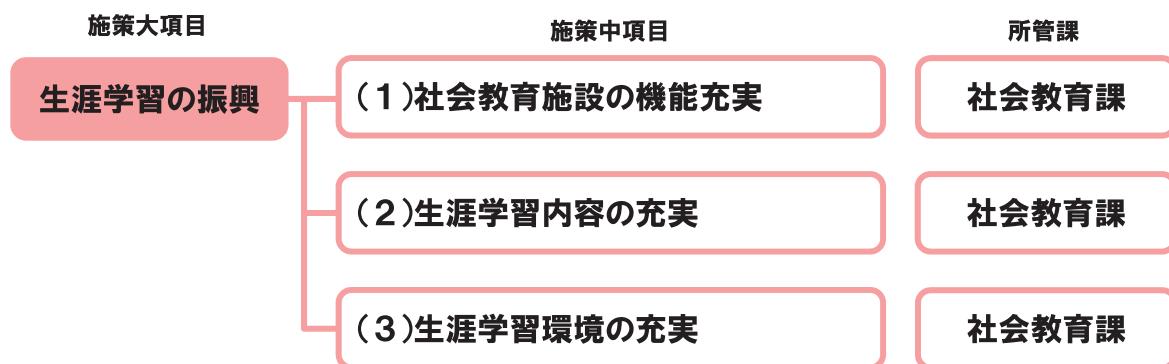
施策項目	指標項目	現状値 (平成27年度)	目標値 の方向	目標値 (平成32年度)
社会教育施設の整備	社会教育施設のバリアフリー化達成率	73%	↗	83%
生涯学習内容の充実	町立中央公民館の年間利用者数	(平成26年度) 46,991人	↗	50,000人
	町立図書館の年間貸出図書冊数	(平成26年度) 60,124冊	↗	62,000冊

これまでの振り返りと課題

- 生涯学習の分野においては、ますます町民の学習意欲が高まるなか、その内容も多様化・高度化しており、町民一人ひとりが学びたいときにいつでも学ぶことのできる環境整備や多様な学習機会の提供を行っている。
- 金武町では、町立中央公民館及び各地区公民館、町立図書館などを拠点に町民の教養の向上や自己実現の機会を提供するため、様々な生涯学習の取り組みを行っている。
- 中央公民館では、平成27年度は「趣味・教養」「体育・レク」「生活・家庭」の諸分野に関する公民館講座、夏休みの子ども教室(じんぶん体験団)や地区公民館支援講座など18種、延べ184回の講座を実施した。併せて各種公演の企画実施を通じて、町内外の優れた芸術文化に町民が接する機会の提供にも努めている。
- 町立中央公民館は多くのサークル団体や社会教育関係団体の活動拠点施設となっており、生涯学習フェスティバルの一環として開催される「中央公民館まつり」は、各種講座・サークル活動の発表の場として定着している。さらに、各区公民館も生涯学習振興の拠点として、あらゆる世代を対象に様々な事業や講座が年間を通して実施されている。
- 町立図書館においては、多くの町民が読書に親しんでもらえるよう、読み聞かせ講演会やワークショップ、各種講座、映写会、展示会及びブックスタートなどの多様な取り組みを行

- っている。
- 生涯学習は、自らの自発的意志により、町民一人ひとりがいつでもどこでも生きがいを感じながら潤いある人生を過すための学習の機会である。このため、幼児期から高齢期にいたるまでのあらゆる世代が、それぞれのライフステージに応じた多様な学習ができるよう今後もその機会と場の提供に努めることが必要である。
 - 生涯学習振興策及び社会教育施設の効果的な運用を進めていくために、各施設の維持管理や修繕に関する中長期的な視点での計画の策定も必要である。
 - 金武町民の教育に対する意識と関心を高めるとともに、家庭・地域・学校・行政・関係機関が互いに連携して、地域全体で子ども達を守り育てる環境づくりへの取り組みを町民全体で推進することが重要である。
 - 平成26年に町における教育の充実と発展を図るために、11月1日を「金武町教育の日」として制定した。また、金武町教育の日の目的にふさわしい活動を重点的に実施する期間として、11月1日から11月30日までを「金武町教育月間」とした。

施策の体系



施策の推進

(1)社会教育施設の機能充実

- ①町民の様々なニーズに応じた生涯学習の機会と場の提供を図るために、町立中央公民館及び地区公民館、町立図書館など社会教育施設の機能充実化、効果的・効率的な運用及び事業展開を促進する。

(2)生涯学習内容の充実

- ①町民のそれぞれのライフステージに応じた多様な生涯学習ニーズに対応するため、学習メニューの充実、地域文化の掘り起こしや地域文化活動の充実及び世代間交流の推進を図る。

(3)生涯学習環境の充実

- ①地域に根ざした潤いある生涯学習環境の充実を図るために、幅広く各分野の指導者などの育成確保に努め、各種団体・サークルなどの育成支援、生涯学習に関する相談・指導体制の充実化を図る。
- ②「金武町教育の日」において、町の教育の振興に寄与した町民に対して教育委員会表彰を行い、人材育成を図るとともに、町民が優れた芸術文化に触れるなど、薫り高い教育文化のまちづくりの契機とする。また、「金武町教育月間」において金武町文化祭や子ども議会の開催、民俗芸能祭や読書フェスティバルなどの教育振興を図るための事業を推進する。

施策
4

スポーツ・レクリエーションの振興

目的 町民が生涯にわたってスポーツ・レクリエーション活動に取り組む機会の拡充や各種競技の競技力向上を目指すとともに、スポーツキャンプや合宿などの受入れを推進することで、金武町のさらなるスポーツ振興を目指す。

基本目標2

施策の基本方針

- 町民の多様なスポーツ・レクリエーション活動を推進するため、既存施設を有効活用し、各種団体と連携を図りながら各種スポーツ教室などを開催する。
- 競技力の向上やスポーツ・レクリエーションの普及拡大に向け、スポーツ指導者及び各種競技審判員などの養成・確保を図る。

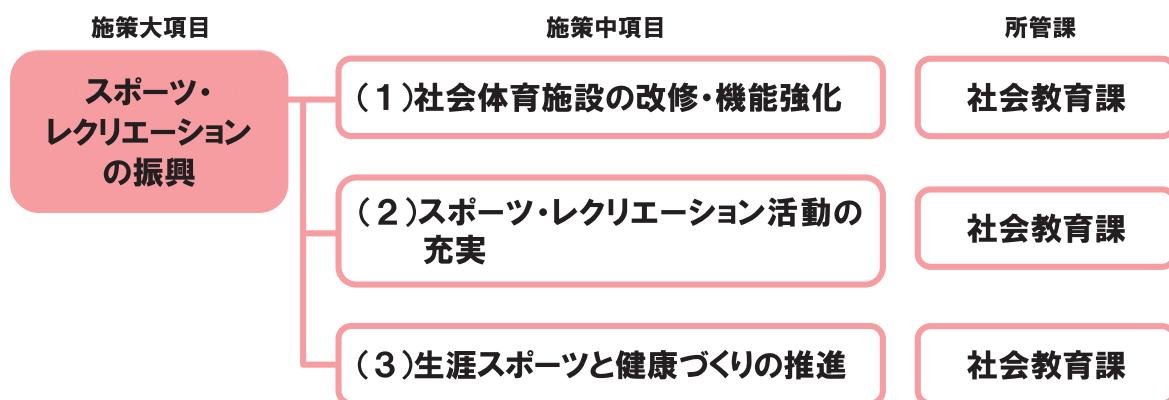
成果指標

施策項目	指標項目	現状値 (平成27年度)	目標値 の方向	目標値 (平成32年度)
スポーツ・レクリエーション活動の振興	指導者向け講演会などの開催	年2回	↗	年8回
生涯スポーツと健康づくりの推進	各種スポーツ教室の開催	年6回	↗	年10回

これまでの振り返りと課題

- 余暇時間の拡大と町民の健康増進・体力向上に対する関心の高まりにともない、町民のスポーツ・レクリエーションに対するニーズは益々増加し、かつ多様化しつつある。
- 金武町のスポーツ・レクリエーション施設としては、体育館、武道館、庭球場、プール、陸上競技場、ベースボールスタジアム及びフットボールセンターがあり、スポーツに親しむ環境と施設は充実している。
- スポーツ・レクリエーション団体としては、少年野球チーム、少年サッカーチームをはじめ、町体育協会の各競技団体、職域クラブ、老人クラブのゲートボール、グラウンドゴルフのクラブなどがあり、それぞれの目的に応じてスポーツ・レクリエーションを楽しんでいる。
- 競技団体及び人材に関しては、競技力の向上とスポーツ・レクリエーションを振興していくために、幅広い知識を備えたスポーツ指導者及び各種競技の審判員などの養成・確保が必要である。
- 今後はスポーツ・レクリエーション施設を有効活用しながら、競技力の向上と健康の保持増進を図るために、幅広いスポーツ・レクリエーションの振興を検討していくとともに、スポーツキャンプや合宿などの受け入れの推進に努めることが必要である。
- 大会などが開催される際に、既存の施設内駐車場が不足している状況にあり、今後とも近隣施設との連携・確保や新たな駐車場整備についても検討する。

施策の体系



施策の推進

(1)社会体育施設の改修・機能強化

- ①金武町の体育施設は建築から数十年経過している施設があり、安全・安心にスポーツを楽しむため計画的に必要な改修を行う。また、近年完成した施設においても、スポーツキャンプの受入れや競技力向上を促進するため、施設機能の強化を図るとともに、駐車場の確保・整備について検討していく。
- ②効率的な施設管理と運営の充実強化を図り、町民により充実したスポーツ・レクリエーションの場を提供していく。

(2)スポーツ・レクリエーション活動の充実

- ①スポーツ・レクリエーション活動の内容充実を図るため、各種スポーツ大会の開催、スポーツ団体の育成・強化を推進する。
- ②競技力の向上、安全かつ有意義にスポーツ・レクリエーションが楽しめるようにするため、スポーツ指導者及び各種競技審判員などの養成・確保を図るとともに、各種スポーツ教室の充実、世代間によるスポーツ交流の推進を図る。
- ③スポーツキャンプ、合宿などの誘致を図り、スポーツコンベンション(※)の拠点となるよう屋内多目的施設等の整備に取り組む。

(3)生涯スポーツと健康づくりの推進

- ①町民の健康の保持増進や体力向上を推進するため、パークゴルフ場等スポーツ施設や周辺環境の整備に努める。
- ②町民一人ひとりが自己の健康や体力に関心を持ち、運動に親しむ中で日々の生活を豊かにしようとする意識の高揚を促すために講演、スポーツ教室などを開催し、ライフステージに適した生涯スポーツの普及を推進する。

(※)スポーツコンベンション：

屋外競技から屋内競技といったスポーツ全般(障がい者競技も含む)を対象とし、コンベンションという視点からはスポーツにおけるキャンプ、合宿、大会、イベント、試合及び自主トレなどが含まれる。また、沖縄県におけるスポーツツーリズムの推進並びに経済効果の観点から、スポーツコンベンションは、県外からの誘客・参加者があるものを対象とする。

施策
5

青少年健全育成の推進

目的

「子ども達は地域の宝」「地域みんなで守り育てる」意識を共有・体現する地域社会の構築を目指す。

施策の基本方針

- 核家族化や共働き世帯・ひとり親世帯など家族形態の変容や社会の複雑化を背景に、生活環境や地域コミュニティなど、子ども達を取り巻く環境変化に起因する様々な問題が表面化してきており、その対応策を求める声が高まっている。青少年健全育成には学校教育と併せて家庭教育環境の健全化や地域全体で守り育てる教育意識の醸成・共有がきわめて重要である。家庭教育の重要性を保護者が再認識するための学習機会の提供、多様で複雑な問題を抱える保護者の相談支援体制の充実化に努める。
- 家庭・学校・地域との連携・協働をより密にしながら、少年の深夜はいかい・非行防止のための諸活動を推進し、有害環境の浄化と改善に努めるとともに、子ども達一人ひとりが地域に見守られながら成長している実感が得られる環境の構築を目指す。

成果指標

施策項目	指標項目	現状値 (平成27年度)	目標値 の方向	目標値 (平成32年度)
青少年を育む社会環境づくり	家庭教育支援関連事業数 (家庭教育講座など)	10回	↗	10回
	地域活動などへの子どもの 関わり	約640名	↗	約840名
少年非行防止活動の 推進	非行防止活動の実施回数	14回	↗	14回

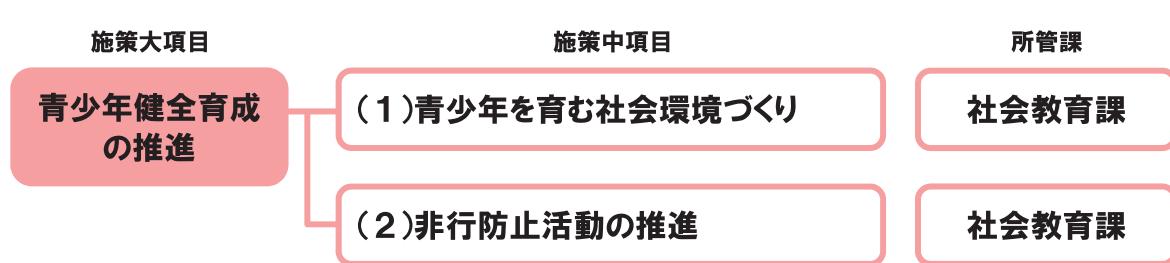
これまでの振り返りと課題

- 核家族化や少子高齢化などの家族形態、それらを取り巻く社会環境の複雑化にともない様々な情報が氾濫する現代社会において、青少年を取り巻く環境も大きく変化している。
- 地域においては家庭の社会的孤立が進み、さらに、インターネットや携帯サイト上の有害情報など、青少年を取り巻く環境は必ずしも良好な状態とはいえない。
- 金武町における青少年健全育成は積極的な働きかけを図るべく、平成20年度に「金武町青少年問題協議会」から「金武町青少年健全育成連絡協議会」へと組織を改編し、各行政区に設置する各区支部及び関係機関・関係団体と連携して、毎月第3金曜日に設定された「少年を守る日」の夜間街頭指導、町まつりやクリスマスなど催事の際ににおける深夜はいかい防止活動などを実施している。
- 毎年7月の第1水曜には「青少年の深夜はいかい防止県民一斉行動」の一環として、町民大会を開催し、夜型社会の子どもへの悪影響や深夜はいかい防止を呼び掛ける標識・ポ

スターの設置など、町民への青少年健全育成の啓発普及に努めている。

- 青少年本人及びその保護者の非行防止意識の醸成に関しては、今後とも青少年がおかれている実情の的確な把握に努めながら、引き続き学校現場やPTA、子ども会育成者、婦人会などの社会教育関係団体と密接に連携して啓発・周知活動に取り組んでいく必要がある。学校外での様々な体験学習や世代を超えた交流の機会を与えるなどの家庭、学校及び地域が一体となった青少年の健全育成と環境づくりに努める必要がある。

施策の体系



施策の推進

(1)青少年を育む社会環境づくり

- ①学校・家庭・地域が連携して青少年の健全育成に取り組む意識の高揚を図る。
- ②家庭教育における保護者の意識改革を図るため、関係団体の活動充実や世代間交流の推進、家庭教育支援の充実などを目的に、保護者対象の家庭教育講座や放課後の子どもの居場所づくりに取り組んでいく。

(2)非行防止活動の推進

- ①青少年の非行防止のため、夜間街頭指導などの実施体制の強化を図る。

施策
6

育英事業の推進

目的

向学心を持ちながら、経済的理由により修学困難な者に対し、必要な学資の貸し付けを行い、社会的に有用な人材育成を目指す。

施策の基本方針

- 大学などに進学する向学心旺盛な学生に対し、その可能性を最大限に伸ばし、将来を担う人材育成の観点から、奨学金を貸し付け、修学支援の充実を図る。
- 本事業の継続的実施と将来の需要拡大に備えて関係者の理解と協力を求めながら償還金の効率的な回収に努める。

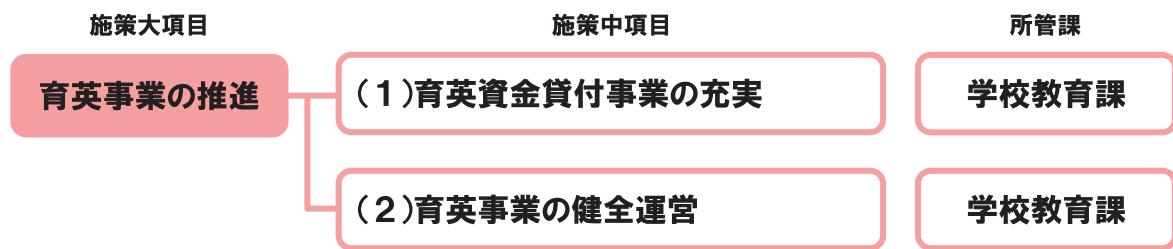
成果指標

施策項目	指標項目	現状値 (平成27年度)	目標値 の方向	目標値 (平成32年度)
奨学金貸付の充実	貸与生人数(新規・継続)	40人	↗	64人

これまでの振り返りと課題

- 金武町では、「財団法人金武町育英会」から財産と事業を受け継ぎ、平成26年度から「金武町育英資金貸付事業」を実施している。貸付対象は、専門学校、短大、大学などに在籍・進学する学生であり、奨学金の貸し付けを実施し、経済的支援を行うことで修学の促進を図っている。
- 現在は、在学中に必要な経費の支援として月単位の貸し付けを実施しており、今後は入学に伴う一時金貸付などについても検討していく必要があるものの、育英事業の財源となっている育英資金基金が、数年後には枯渇する可能性があることも視野に入れ、基金確保のための対策を講ずる必要があるほか、償還金を確実かつ効率的に回収するため、徵収対策の充実を図り徵収率を高めていくことが求められる。

施策の体系



基本目標2

施策の推進

(1)育英資金貸付事業の充実

- ①将来を担う人材育成のため、修学困難者に対する育英資金貸付事業を継続実施するとともに、事業内容の拡充についても検討していく。

(2)育英事業の健全運営

- ①育英資金基金について、財源確保や事業拡大に伴う基金増資を含めた基金運営について検討する。また、償還金を効率的に回収できるよう、口座振替やコンビニエンスストア収納などの利用促進に努める。



施策
7

地域文化の振興

目的

文化財の保護と活用、地域文化の再認識と継承を通じて、郷土を愛する心と誇りを醸成し、歴史的文化的資源を生かした魅力あふれるまちづくりに繋げる。

施策の基本方針

- 金武町特有の風土と長い歴史のなかで形づくられた文化財の保護と活用、金武町が歩んできた歴史と個性溢れる郷土文化を正しく認識することを通じて、町民の郷土を愛する心と地域の一体感を醸成し、歴史的文化的な資源を地域発展に生かしながら、時代を経ても変わらぬ金武町の魅力ある地域文化を継承していく。

成果指標

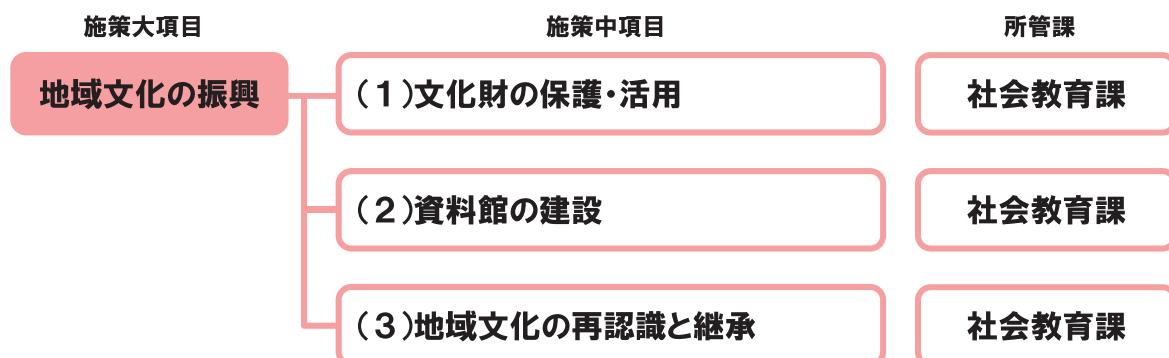
施策項目	指標項目	現状値 (平成27年度)	目標値 の方向	目標値 (平成32年度)
文化財の保護・活用	町指定文化財の件数	14件	↗	16件
	収蔵資料などの活用件数	2件	↗	4件
地域文化の再認識と継承	関係図書刊行冊数(金武町の歴史・文化シリーズ)	6冊	↗	8冊
	歴史文化関連講座の実施回数	4回	↗	4回

これまでの振り返りと課題

- 地域文化の振興においては、「文化財の保護・活用」「地域文化の再認識と継承」を基本的な柱に位置づけ、諸施策に取り組んできた。
- 文化財は、その風土と歴史のなかで形成され今日まで継承されてきた、かけがえのない町民共有の貴重な財産であり、「郷土を愛する心や誇り(郷土意識)を育む、地域の歴史的文化的な資源として、わたしたちは地域発展に生かしながら後世の世代に正しく継承する責務を持つ」という基本認識にたち、文化財の保護・活用方策に取り組んできた。
- 金武町には、観音寺やウッカガー(金武大川)などの町指定文化財が14件、県指定文化財1件(旧天界禪寺梵鐘)がある。これらの指定文化財について、中長期的な補修管理・防災計画の整備などの対策を講じる必要がある。
- 町指定文化財のほか、町民からの提供などでこれまでに収集された2,000点余に及ぶ民具・文書などの各種資料がある。状態の劣化が懸念されるため、常時公開が困難な資料もあり、社会的・地域的ニーズに応じた保護活用を図るため、効果的な展示・公開の手法検討や町内文化財に関する総合的な調査研究の推進、施設環境の改善が必要である。

- 土地に埋もれた遺跡などは、認識されないまま掘削などで滅失する恐れもあり、事前に遺跡の範囲や時期、性格などの実態的把握に努めながら、保護必要性の啓発普及を実施するための保護体制を確立する必要がある。
- 町内各地において、先人達の努力により今日まで受け継がれた民俗芸能についても、続く世代に正しく継承し、時代を経ても変わらぬ地域の個性・魅力とするための保存継承支援が求められている。
- 文化財の保護・活用とともに、地域文化の振興に関する施策の中心に位置づけてきたのが地域文化の再認識とその継承であり、「沖縄海外移民発祥の地」「雄飛の里」としての誇りや、「進取の気象」といった金武町の精神風土を理解することは、新たな地域文化の創造及び地域発展の源となるものである。
- 町史編さん事業では、これまでに「移民編」「戦争編」を刊行し、町民のニーズに応じて細かな事象まで丁寧に拾い上げた調査研究を着実に進め成果をあげてきた。本事業は地域文化の再認識と継承のための重要な事業であり、今後も継続して取り組んでいくことが重要である。

施策の体系



施策の推進

(1)文化財の保護・活用

- ①町指定文化財を後世に正しく継承するため、中長期的な修繕管理・防災計画の策定など、適切な保護・管理を図るために必要な調査研究を推進していく。併せて新規指定などによる保護対象の拡大を図る。
- ②埋蔵文化財の分布・範囲などの実際的把握に努めるとともに、開発行為に際しての事前の照会手続や確認調査の着実な実施など、保護策の啓発普及を含む保護体制の確立を目指す。
- ③地域のニーズに配慮しながら、町内文化財や金武町の歴史・文化に関する調査研究を継続し、保護必要性の啓発普及を図るとともに、より適切な保存管理と効果的な公開・活用方策の検討に取り組む。

(2)資料館の建設

- ①文化財の保護・活用策の推進、調査研究、公開・活用及び情報発信のための拠点施設が必要であり、整備に向けて取り組んでいく。

(3)地域文化の再認識と継承

- ①金武町の歴史・文化に関する調査研究の推進や成果の公開などの情報発信に努め、町民の地域文化の再認識と継承を推進していく。また、町内各地で継承されてきた民俗芸能をはじめ、優れた

芸術文化に町民が触れる機会の充実に努め、地域文化振興と地域発展への寄与を目指す。

- ②町史編さん事業は、既に刊行した「移民編」「戦争編」に続くものとして、現在、「民俗編」の刊行に向けた調査研究を進めており、今後は「文献資料編」「通史編」の編さん事業にも取り組んでいく。





第7回「残したい金武町の風景」写真・絵画コンクール 大賞 「金武觀音寺」

施策
8

国際交流の推進

目的

移民発祥の地として、国際感覚豊かな時代を担う青少年を育成するとともに、金武町と世界各地の移住国との絆を深めることを目的とする。

施策の基本方針

- 金武町は、移民発祥の地として制定した「金武町移民の日を定める条例」に基づき、金武町出身海外移住者らとの絆を深めるため、各種記念事業などの充実を図るとともに、「海外移住者子弟等研修生受入事業」や「青年海外派遣事業」を継続して実施する。
- 「海外ホームステイ派遣事業」や「米国ハワイ州カポレイミドルスクール交流プログラム」などを今後とも継続する。

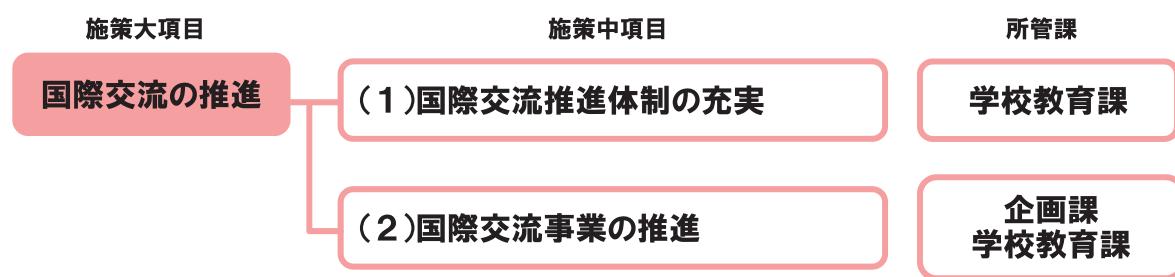
成果指標

施策項目	指標項目	現状値 (平成27年度)	目標値 の方向	目標値 (平成32年度)
国際交流事業の推進	海外ホームステイ人数	年間5人	➡	年間5人
	青年海外派遣事業	年間2人	➡	年間2人

これまでの振り返りと課題

- 金武町は明治時代から移民発祥の地として知られ、世界各地に数多くの町出身者が移住し、現地で活躍している。こうした特徴を生かし、学校教育においては、外国人英語指導助手などを配置するなど英語教育にも力を入れている。また、中高生を対象とした海外ホームステイ派遣事業、金武中学校においては姉妹校である米国ハワイ州カポレイミドルスクールと親善交流を図っている。
- 「海外移住者子弟等研修生受入事業」「青年海外派遣事業」を実施し、各移住地と金武町において意欲的に活動できる青年の育成を図るとともに、各国町人会との交流も行っている。
- 平成27年度には12月5日を「金武町移民の日」として制定した。今後はさらなる国際交流関連事業の充実を図り、一層拡充していくことが必要である。

施策の体系



基本目標2

施策の推進

(1)国際交流推進体制の充実

- ①語学力向上を推進し、町民においては生涯学習や各種イベントなどの開催を機会として国際感覚・意識の高揚を促進するとともに、国際交流受け入れ体制の整備を拡充する。

(2)国際交流事業の推進

- ①「海外移住者子弟等研修生受入事業」「青年海外派遣事業」など、移住地との双方向の人材交流を図るとともに、「金武町移民の日」に関連する各種イベントの充実を推進する。また、海外ホームステイ派遣事業を引き続き充実していく。





第8回「残したい金武町の風景」写真・絵画コンクール 入選 「ちょっと一休み」

基本目標3 自然と調和した 住みよいまちづくり —生活環境・基盤の整備—



施策1 生活環境の整備

施策2 道路の整備

施策3 上水道の整備

施策4 下水道の整備

施策5 海岸周辺の整備

施策6 河川の整備

施策7 公園緑地の整備

施策8 情報・通信の推進

施策
1

生活環境の整備

目的 生活環境の向上と地域定住化を図る。

施策の基本方針

- 定住促進のための町営住宅の長寿命化を図る。
- 空き家問題に対し、空き地や空き家を調査し、生活環境の向上と若年層の地域定住化を図る。
- 害獣、害虫対策を強化し、環境衛生の向上を図る。
- 住宅地の整備を促進するとともに、住居表示制度の導入を検討する。
- 環境美化事業を開拓し、町道などの維持管理に努める。

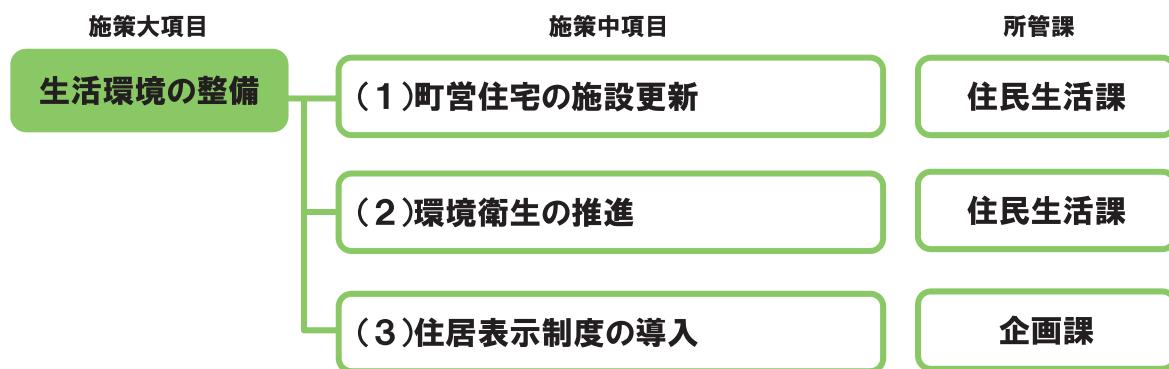
成果指標

施策項目	指標項目	現状値 (平成27年度)	目標値 の方向	目標値 (平成32年度)
町営住宅の施設更新	屋上防水・外壁塗装	1棟	↗	11棟

これまでの振り返りと課題

- 金武町の町営住宅は平成27年度現在、町営住宅(中川団地・中川第2団地・中川第3団地・並里団地・浜田団地・屋嘉団地・屋嘉第2団地)の合計7団地(173戸)がある。今後は、公共施設の長寿命化計画(※1)を策定し、先に昭和61年以前に建設された町営住宅を改修し、順次その他住宅の更新・延命化を進める必要がある。
- 若者の定住を促進し、人口増加を図るために、空き地・空き家の実態調査を進める必要がある。
- 害獣(野犬、ハブ、ねずみ族など)、害虫(毛虫、ハエ、蚊など)対策を強化し、住環境の衛生維持に努める。
- 特に野犬につながるペットの放置防止、野良猫への不適切なエサやり禁止など、モラル向上に向けた周知広報を行う。また、ハブ、ネズミ、ハエ、蚊などの発生源防止に向けた家屋内外の清掃管理の注意指導を行うことが必要である。
- 金武町では市街地の一部に10000番地を越える地番が残る地区があり、市街地の基盤整備や道路整備などと併せて住居表示制度(※2)を推進する必要がある。

施策の体系



施策の推進

(1)町営住宅の施設更新

- ①施設の長寿命化計画を策定し、老朽化施設の改修、更新を行う。

(2)環境衛生の推進

- ①空き地・空き家の実態調査を進める。
- ②野犬・ハブなどの捕獲活動の強化を図る。
- ③ペットについて、モラル向上の啓発活動を図る。
- ④ハエ、蚊などの発生を防ぐ為、家屋内外の清掃管理の注意喚起を図る。
- ⑤町道・農道・霊園など周辺の環境美化を推進する。

(3)住居表示制度の導入

- ①住居表示が輻輳している地区があるため、住居表示制度の導入を検討する。

(※1)公共施設の長寿命化計画:

計画的な保全を実施することで、維持管理のさらなる効率化や更新費用の低減、施設の「長寿命化」を図ることにより、将来世代に過度な負担を強いることのない持続可能な住民サービスの提供を続けるための取り組みのこと。

(※2)住居表示制度:

平成34(1962)年に施行された住居表示に関する法律に基づき、町をわかりやすくしたり、郵便物を配達しやすいたりすることを目的にした制度のこと。

施策
2

道路の整備

目的 安全な道路環境の整備を行う。

施策の基本方針

- 幹線道路及び集落間のネットワーク化に向けた道路整備について検討する。
- 観光拠点化による交通量の増加に伴い、歩行者や交通弱者、運転者の安全確保を図るための改良道路整備について検討する。
- 町道の舗装・改良などについてはほぼ完了しているものの、一部に行き止まり道路、狭隘道路が残されている。今後はその改良とともに舗装維持管理に努め、住宅地の整備を促進するための道路整備に努める。

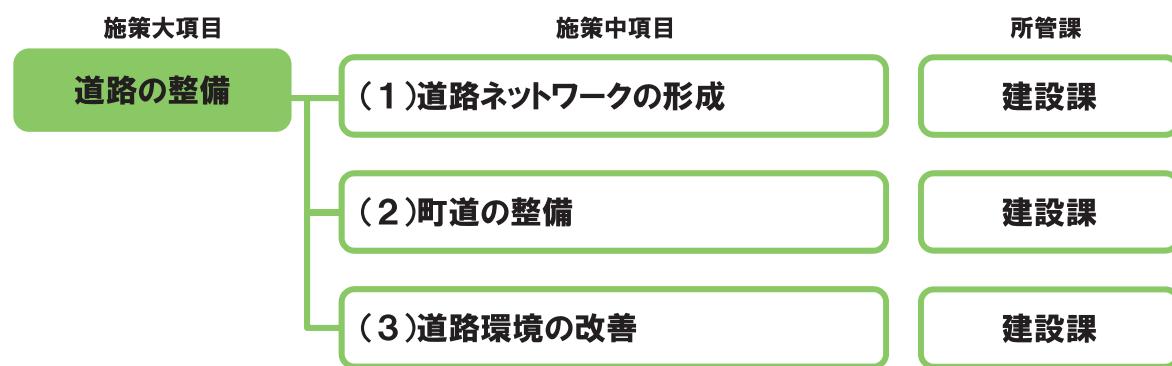
成果指標

施策項目	指標項目	現状値 (平成27年度)	目標値 の方向	目標値 (平成32年度)
町道の整備	町道の改良率	93.9%	↗	95.0%

これまでの振り返りと課題

- 道路の整備状況については平成25年現在、国道、県道(主要地方道)については改良率、舗装率ともに100%で、町道についても92.4%の舗装率となっている。未舗装の町道については、今後整備を実施していく。
- 町道については、行き止まり道路や狭隘道路の解消、雨水排水の適切な処理を図る。
- 集落周辺部などでは、住宅地整備のための道路を整備促進することが課題である。
- 新規道路の整備については、観光拠点化に伴う交流人口の増加により、町道中川36号線の整備が計画されている。また、第4次金武町総合計画・基本構想において、「国道バイパス沿線観光拠点地区形成構想」の推進が掲げられており、そのうち国道整備については、一部区間は供用開始され、残区間についても平成30年度の供用開始を目標に整備が進められている。
- 国道については電線の地中化を促進し、商業の活性化などに役立つ道路整備を図ることが課題である。
- 安全で明るく健康的なまちづくりを推進するためには、引き続き道路のバリアフリー化に努める必要がある。

施策の体系



施策の推進

(1)道路ネットワークの形成

①国道、県道(主要地方道)については広域幹線道路と町道とのネットワーク化を促進する。

(2)町道の整備

①町道については観光拠点地区を中心に、行き止まり道路や狭隘道路の解消、集落内雨水排水路の整備を図るとともに、住宅地の整備を促進するための道路整備に努め、整備に関する住民意識の高揚を図る。

(3)道路環境の改善

①全ての人が安全に通行できるよう、バリアフリー化の推進や街灯などの道路環境を改善するとともに、その維持については地域住民の参画を促す。

施策
3

上水道の整備

目的 安全・安心な水の安定供給を目指す。

施策の基本方針

- 安定的な水道水の供給を行う施設の整備充実に努める。
- 水道事業の安定経営のため、事務の効率化や経費節減に努め、料金改定、消費税転嫁について検討する。

成果指標

施策項目	指標項目	現状値 (平成26年度)	目標値 の方向	目標値 (平成32年度)
水道施設の整備	有収率の向上	91.72%	↗	95.1%

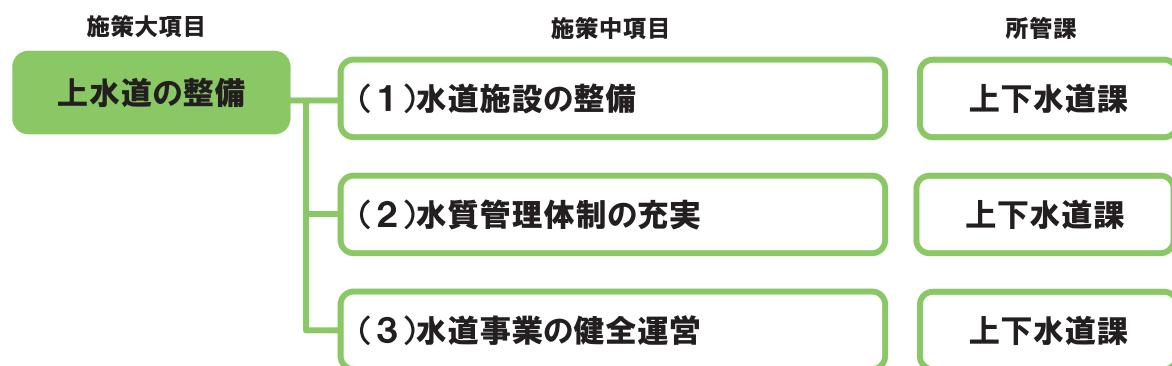
これまでの振り返りと課題

- 金武町の水道事業は平成元年度の給水開始以来、普及率は100%を維持しており安定供給の課題は達成されている。今後は新規需要に対応する施設整備と計装設備を利用した効率的な施設管理運営を行っていくとともに、老朽配水管の敷設替えについて隨時検討を進め、有収率(※)の向上に努める。
- 経営面では管理運営費のコスト削減などを行い、安定経営に努めるとともに水道料金の改定及び消費税の転嫁について検討することが課題である。
- 金武区、並里区及び屋嘉区は地下水と沖縄県企業局からの供給水を混合し、水の硬度低減による水質改善を実施、屋嘉区は平成26年度から沖縄県企業局からの受水によって受水量の不足が解消され、安定供給が図られた。給水人口は平成26年度10,435人で、1人1日平均給水量は532ℓとなっている。
- 伊芸区の簡易水道事業は区が管理している。水源は河川表流水で、給水人口は平成26年度985人、1人1日平均給水量は378ℓとなっている。今後は町移管に向けて検討する必要がある。

(※)有収率:

年間配水量と年間給水量との比率であり、漏水対策の推進が求められる。

施策の体系



施策の推進

(1)水道施設の整備

- ①老朽管の定期的更新及び加圧ポンプの整備により、安定給水と災害に強い施設の整備を推進する。
また、長期的には水需要を勘案しながら新規需要に対応する。

(2)水質管理体制の充実

- ①平成29年度から稼働する集中管理システムにより、水源水質の管理強化を図る。

(3)水道事業の健全運営

- ①経営においては、長期的な水需要を勘案・対応するとともに、財政計画を策定し、水道事業の健全な運営を図る。
- ②消費税納税を毎年度の利益から納税しているものの、消費税納税は経営に大きな影響をおよぼしているため、消費税転嫁を検討する。
- ③新規需要に対応する受水費や施設整備に伴う減価償却費の費用増が見込まれることから、水道料金の受給者負担を検討する。

施策
4

下水道の整備

目的 集落内の排水溝から発生する悪臭の抑制など快適な生活環境の向上、河川や海の自然環境保全、また発生する処理水、汚泥の再利用など、循環型社会の形成を図る。

施策の基本方針

- 町民の日常生活における環境衛生を向上させるため、農業集落排水事業などを推進し、その早期実現を図る。
- 農業集落排水処理施設の運用にあたっては、処理後の汚泥から製造される堆肥の活用について、農家や関係機関などとの連携を図る。

成果指標

施策項目	指標項目	現状値 (平成27年度)	目標値 の方向	目標値 (平成32年度)
下水道施設の整備	農業集落排水事業への接続人口	1,580人	↗	↗

これまでの振り返りと課題

- 金武町では、伊芸地区において「農業集落排水事業(※1)」が平成11年度に供用開始され、その後同事業により屋嘉地区が平成24年度に供用開始された。
- 並里並びに金武地区については、平成19年度から施設整備が進められており、平成28年度に一部供用開始予定、平成30年度には全面供用開始予定となっている。現在、中川区においては、事業導入に向け検討している。
- 金武町のほぼ全域が「農業集落排水事業」の対象範囲となるものの、一部地域については合併処理浄化槽(※2)による排水処理が必要である。
- 農業集落排水処理施設での処理後の汚泥の堆肥化による、農地還元と処理水の適切な有効活用を図ることが今後の課題である。

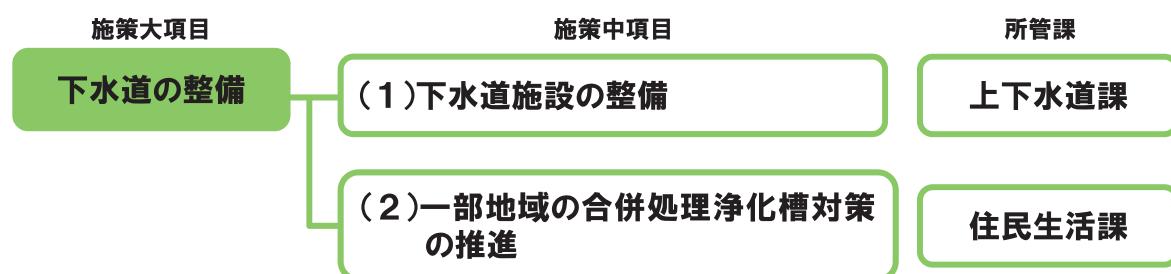
(※1)農業集落排水事業:

農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水などを処理する施設の整備により、農業用排水の水質の汚濁を防止し、農村地域の健全な水循環に資するとともに、農村の基礎的な生活環境の向上を図る。また、処理水の農業用水への再利用や汚泥の農地還元を行うことにより、農業の特質を生かした環境への負荷の少ない循環型社会の構築に貢献する。

(※2)合併処理浄化槽:

し尿、台所、風呂及び洗濯などに使用した生活雑排水を戸別にまとめて処理する浄化槽のことで、従来のし尿のみを処理する単独浄化槽に比べ、河川など公共水域の汚濁を軽減する効果がある。

施策の体系



施策の推進

(1)下水道施設の整備

- ①生活環境の基盤整備と環境衛生の向上を図るため、農業集落排水事業の導入を推進し、宅内配管の接続促進に努め、導入後の農業集落排水施設については、その維持管理の充実を図る。

(2)一部地域の合併処理浄化槽対策の推進

- ①一部地域などについては、引き続き合併処理浄化槽による処理対策を推進する。

基本目標3



施策
5

海岸周辺の整備

目的 観光振興を踏まえた海岸周辺整備事業などの整備、充実を推進する。

施策の基本方針

- 海岸整備事業の背後地における海浜公園などの整備と併せて飛砂対策事業の強化を引き続き沖縄県に要請していく。
- 金武町の豊かな海岸線と金武湾海域の特性を生かした海洋性リゾートの開発や海洋レジャー(※)施設の整備可能性などについて検討していく。

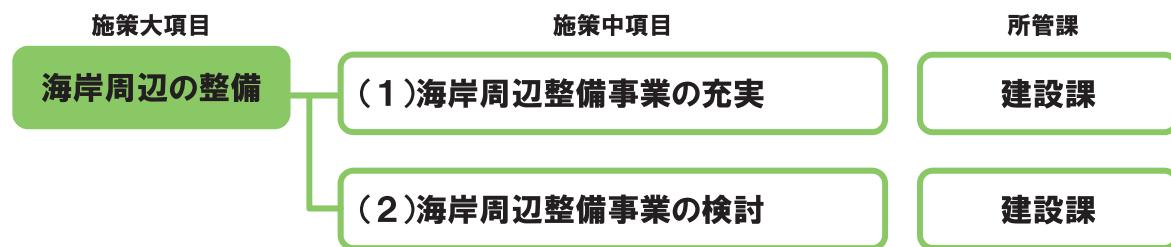
成果指標

施策項目	指標項目	現状値 (平成27年度)	目標値 の方向	目標値 (平成32年度)
海岸周辺整備事業の充実	ギンバル海岸周辺の整備	L(延長)=900m	↗	↗

これまでの振り返りと課題

- 金武町の海岸線は全域が金武湾に面し、国の重要港湾であり港湾区域に指定されている。こうしたなか、西は屋嘉の海岸から伊芸、金武、並里、ブルービーチ訓練場及びギンバル訓練場跡地の海岸へと金武町の海岸線には良好な海浜が連続的につながっている。
- 金武湾港の港湾施設である屋嘉船揚場や伊芸地区、金武地区(浜田船揚場、沖縄電力火力発電所、レッドビーチ訓練場)及び並里地区(福花船揚場)が立地している。
- 沖縄県が実施した海岸整備事業の伊芸海岸については、人工海浜と併せて背後地に海浜公園などが整備されているものの、屋嘉海岸の背後地については未整備である。また、両海岸の背後地においては台風時などの飛砂被害多いため、早急な飛砂被害対策が必要である。
- 金武町の海岸線は、本島西海岸地域のリゾート地と比較すると、海洋性リゾートの観点からはほとんど注目されていないのが実情であり、実際には海洋レジャーやエコツーリズムなどの開発ポテンシャル(潜在能力)は高いと考えられる。
- 冬季季節風の時期は、本島西海岸でほとんどのマリンレジャーができなくなることから、北側を山で遮蔽されている金武湾ではそのポテンシャルが高いと期待される。
- 今後は、平成23年度に返還されたギンバル訓練場跡地の開発と併せて未整備海岸の整備、屋嘉海岸の背後地の整備、飛砂被害対策事業を引き続き推進するとともに、将来的には海洋レジャー施設などの整備についても検討する必要がある。

施策の体系



施策の推進

(1) 海岸周辺整備事業の充実

- ①背後地における海浜公園などの整備と併せて、飛砂対策事業の強化を引き続き沖縄県に要請していく。
- ②沖縄県が計画するギンバル訓練場跡地の海岸整備と併せて、背後地を海浜公園として整備する。

(2) 海岸周辺整備事業の検討

- ①海岸整備事業の継続的推進を図るとともに、海洋レジャー施設などの整備及び海洋レジャーの振興について検討する。
- ②沖縄県が計画している湾港関係事業の浚渫工事などの事業を連携して促進する。

(※) 海洋レジャー：

風を受けて海上を進むヨット、波乗りを楽しむサーフィンやボディーボード、海中散歩を楽しむスキューバダイビング、シユノーケリングなどがある。

施策
6

河川の整備

目的 河川基盤の整備充実と水質保全対策の推進を行う。

施策の基本方針

- 町域を流れる河川については、自然環境の保全を図る観点から、生活雑排水、赤土流出などの防止対策、河口浚渫の実施などにより水質保全対策を推進する。
- 億首川については、金武ダム建設によって治水安全度が向上し、周辺にはネイチャーみらい館を中心に干潟・野鳥観察施設などが整備されていることから、様々な体験・活動の場として活用する。

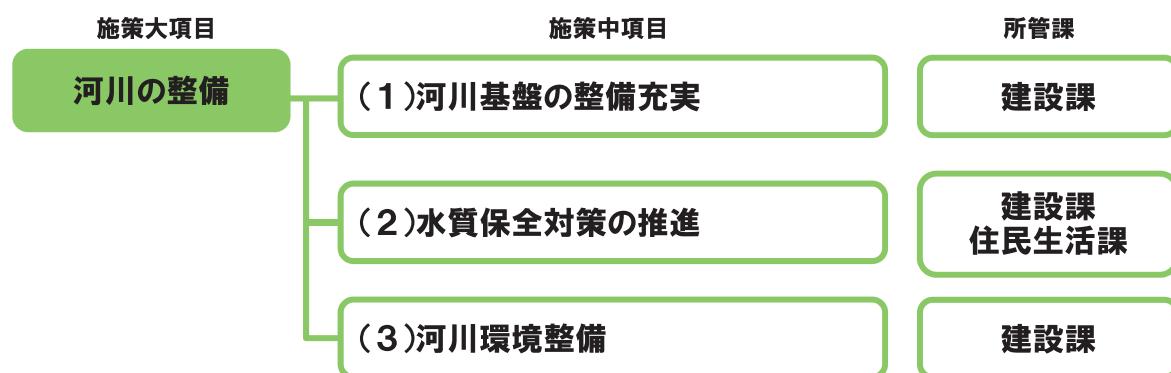
成果指標

施策項目	指標項目	現状値 (平成27年度)	目標値 の方向	目標値 (平成32年度)
河川基盤の整備充実	河口閉塞の浚渫工事	—	➡	➡

これまでの振り返りと課題

- 金武町には県管理の二級河川である億首川をはじめ、町管理の名古川、石川川、加武川、美德川、山田川、渡久比那川及び前田川の8河川がある。これらの河川はティーツ岳、ブートウ岳、ジャフム岳などの国頭山系を源として金武湾へと流れている。
- 億首川の上流では、金武ダムが整備され、億首川にはマングローブが自生し、干潟の小動物や野鳥の生息地となっていることから、県内外からエコツーリズムや自然環境学習の一環として修学旅行団や観光客が訪れる県内でも有数の自然観察地となっている。
- 金武ダムの整備と併せて億首川流域の環境整備の一環としてプロムナード施設整備が実施されており、平成23年度に完了している。
- 美德川は護岸全体の老朽化が進んでいることから、平成24年度から整備工事を実施し平成26年度に完了している。
- その他の7河川においては、これまで河口閉塞による水質汚濁や住宅地からの排水、米軍施設などからの赤土流出の問題が発生した例があることから、浚渫工事や護岸整備などによる河川整備と開発行為における事前協議や米軍への赤土流出防止の申し入れなどの対策に努めている。
- 依然として河川においては、水質汚濁の問題が残されているため、今後ともこうした問題の解決や河川環境の整備に引き続き努めていく必要がある。また、喜瀬武原地域の億首川では豪雨時などにおける河川氾濫により、周辺道路などの冠水被害が発生しており、その対策として沖縄県において河川改修事業を実施している。

施策の体系



施策の推進

(1)河川基盤の整備充実

①河川の基盤整備の一環として河口閉塞浚渫などの事業を推進し、河川基盤の充実を図る。

(2)水質保全対策の推進

①町内全ての河川について赤土流出防止対策を推進し、生活排水の流出対策の強化を図るとともに水質基準の遵守を促進する。

(3)河川環境整備

①河川環境整備の一環として河川周辺の緑化推進及び親水機能の向上を図り、多自然型河川の整備を図る。特に、各種体験型施設が整備された億首川についてはその活用を促進する。

施策
7

公園緑地の整備

目的

公園・緑地の整備充実を図り、観光振興及び住みよいまちづくりを推進する。

基本目標3

施策の基本方針

- 町内の公園における公衆トイレ、遊具など付帯施設の改善・改修に努め、今後、観光振興も含めた公園整備や遊具の設置を関係機関と調整しながら検討する。
- 公共施設や集落などの緑化を推進する。

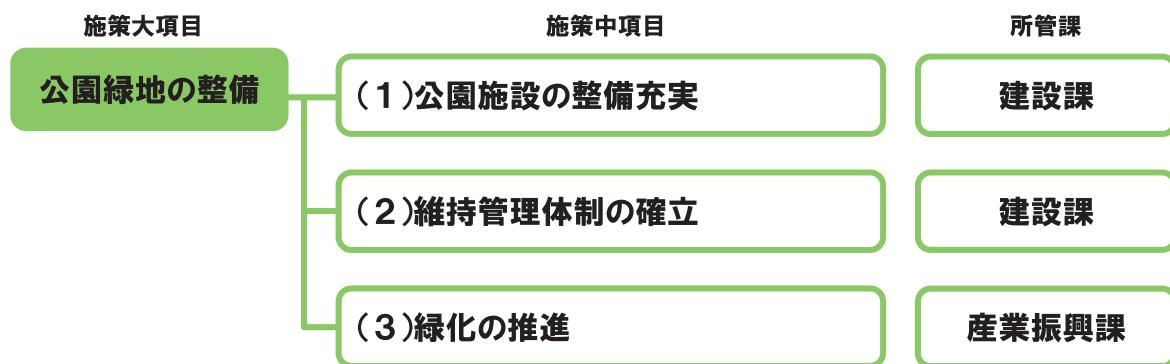
成果指標

施策項目	指標項目	現状値 (平成27年度)	目標値 の方向	目標値 (平成32年度)
公園施設の整備充実	新設公園の整備(ギンバル海浜公園、屋嘉根屋前広場遊具設置)	20公園	↗	↗
	町民1人当たりの公園面積 (平成26年度)	12.35m ²	↗	↗

これまでの振り返りと課題

- 公園・緑地は町民が健康で快適な生活を営む上で、極めて重要な意味をもつものであり、特に、公共の空間として町民の憩いの場、健康の保持増進のためのスポーツ・レクリエーションの場かつ災害時における避難場所としても機能するものである。
- 金武町における公園の総面積は平成26年度現在140,995m²で、町民1人当たりの面積は12.35m²となっている。平成26年度の沖縄県平均(10.8m²)よりも上回っているため、金武町の公園整備水準は高いといえる。
- 今後は、屋嘉区の海岸整備事業の背後地における遊歩道などの整備を推進しながら、町内の公園においてもその機能を発揮できるよう地域住民の協同のもと、新しい遊具の設置や維持管理に努める必要がある。

施策の体系



施策の推進

(1)公園施設の整備充実

- ①海浜背後地の公園整備などを推進するとともに、既存の公園においても新たな遊具の設置や老朽化の進んでいる遊具・付帯施設などの再整備を推進する。

(2)維持管理体制の確立

- ①公園の維持管理を円滑に推進するため、指定管理者制度による管理体制の確立を図り、地域住民の協力体制を確立していく。

(3)緑化の推進

- ①町内緑化の一環として集落及び公共施設などの緑化を推進する。

施策
8

情報・通信の推進

目的 情報の配信及び収集のためのインフラ整備を図る。

施策の基本方針

- 無線回線による情報配信システムの導入を検討し、安全・安心なまちづくりを推進する。
- 平成26年度に策定した「金武町情報タウン構想(※1)」に基づき、各分野においてICT活用を推進する。
- スマートフォンなどのモバイル通信端末の普及に対応するため、公衆無線LAN(Wi-Fi)(※2)の整備を検討する。

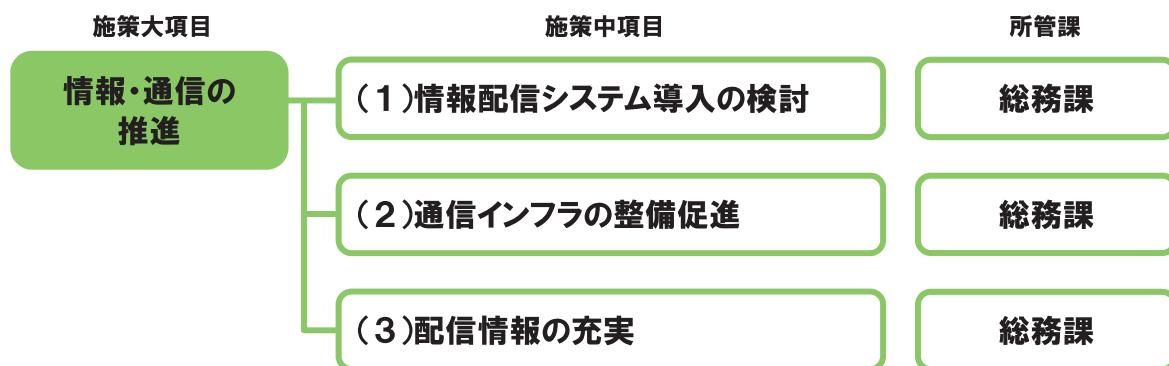
成果指標

施策項目	指標項目	現状値 (平成27年度)	目標値 の方向	目標値 (平成32年度)
通信インフラの整備促進	公衆無線LANの整備	0箇所	↗	↗
配信情報の充実	SNSによる情報配信	47件	↗	52件

これまでの振り返りと課題

- 有線放送については、昭和51年に町内各世帯に設置され、行政からの定時放送、ページング放送及び町内専用電話として広く活用されてきた。近年、インターネット環境や携帯電話、スマートフォンなどの普及により加入率は減少傾向にある。
- 金武町公式ホームページやSNS(※3)の活用やインターネットを介した情報配信を導入し屋外においても情報収集ができるよう、屋外スピーカーなど防災情報システムを整備している。
- 平成16年度には北部広域ネットワークが整備され、高速大容量の通信基盤(光ファイバー)が整備され、役場本庁舎の通信機能が向上した。さらに、町内の各世帯において民間企業の光回線によるインターネット提供サービスが開始されている。
- 今後はスマートフォンなどのモバイル通信端末が急激に普及している状況において、公共施設などの公衆無線LAN(Wi-Fi)の整備について検討が必要である。
- 有線放送電話の今後の在り方について検討し、本システムの全廃又は一部廃止を決定する。ただし、全廃の場合は、それに代わるシステムの導入も併せて検討する必要がある。

施策の体系



施策の推進

(1)情報配信システムの導入検討

①有線放送電話システムの耐用年数を考慮し、新たな情報配信システムの導入を検討する。

(2)通信インフラの整備促進

①観光客への対応としてSNSなどの整備を促進する。

(3)配信情報の充実

①インターネットを媒体として、町公式ホームページや無線LAN(Wi-Fi)などを効率的に活用し、情報配信の充実を図る。

(※1)金武町情報タウン構想：

まちづくりにおける防災、福祉及び教育などの各分野において情報通信技術を活用するための構想のこと。

(※2)無線LAN(Wi-Fi)：

Wi-Fiとはパソコン、スマホ、タブレット及びゲーム機などのネットワーク接続に対応した機器をワイヤレス(無線)でLANに接続する技術のこと、Wi-Fi対応機器とLANをつなぐWi-Fiルーターが必要となる。

(※3)SNS(social networking service)：

インターネット上の交流を通して社会的ネットワークを構築するサービスのこと。

第5次金武町総合計画 【前期基本計画】



第7回「残したい金武町の風景」写真・絵画コンクール 優秀賞 「雨上がり」

基本目標4
安心して 暮らせるまちづくり
—環境衛生・防災対策の推進—

基本目標4

施策1 廃棄物処理対策

施策2 消防・救急体制

施策3 防災・減災対策

施策4 交通安全対策

施策5 防犯対策

施策
1

廃棄物処理対策

目的

ごみの減量化・資源化を推進する。

施策の基本方針

- ごみ焼却施設及び最終処分場の整備を積極的に推進する。
- 分別収集の推進強化と啓発によるごみの減量化・資源化を推進する。
- 町民の理解と意識の高揚を図り、環境保全に配慮した廃棄物処理対策に努める。

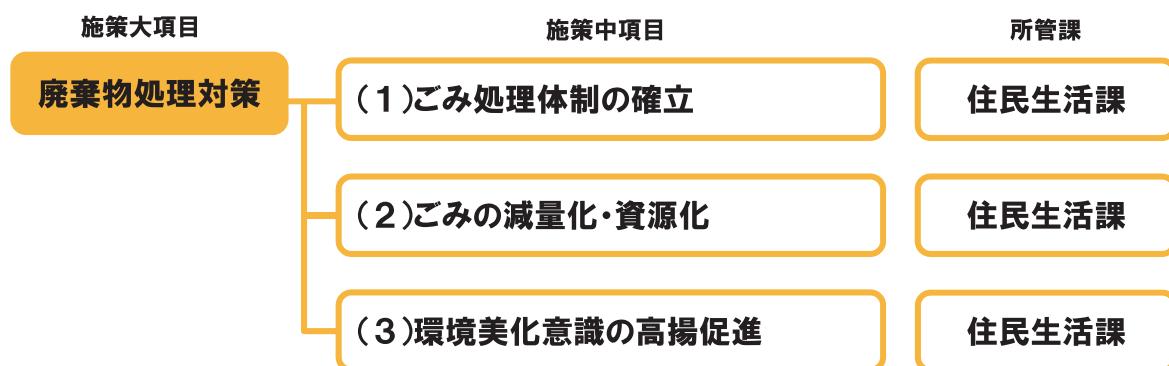
成果指標

施策項目	指標項目	現状値 (平成27年度)	目標値 の方向	目標値 (平成32年度)
ごみの減量化・資源化	町民一人当たり1日のごみ排出量	899.8g	↓	826.8g
	資源ごみの年間回収量	292t	↑	327t

これまでの振り返りと課題

- 金武町のごみ処理業務は、分別された後のごみを町所有のごみ収集車2台で町内を巡回し、もやせないごみは週1回、もやせるごみは週2回、資源ごみ(ペットボトル・古紙類)は月2回収集しており、収集率は100%となっている。
- もやせるごみは金武地区清掃センター(焼却能力20t)で焼却し、もやせないごみは町外処理施設において処理している。また、粗大ごみについては基本的には各家庭において金武町ごみ処理場へ搬入処理するものの、搬入できない家庭については町委託業者が連絡を受けて収集処理をしている。
- 現在の焼却施設では、老朽化とともに処理能力が逼迫しているため、金武町並びに宜野座村では、平成31年4月供用開始に向け共同で新施設建設を進めている。
- 平成23年10月に指定ごみ袋制を導入し、現在ごみの排出量は大幅な減少傾向にある。
- 今後ともさらなる資源ごみの分別化を推進し、もやせるごみを減量化していくことが必要である。

施策の体系



施策の推進

(1)ごみ処理体制の確立

①焼却施設を建設し、最終処分場の整備を推進するとともに、ごみの処理体制の確立を図る。

(2)ごみの減量化・資源化

①循環型社会づくりに対する市民や企業の意識啓発を図り、ごみの排出抑制や再利用・再資源化を推奨し、もやせるごみ、もやせないごみ、資源ごみなどの3種分別を強化する。

(3)環境美化意識の高揚促進

①不法投棄防止環境パトロールの強化を図り、関係機関との連携を強化しながら不法投棄防止の呼びかけを強化する。

②市民を対象に環境保全に対する意識啓発に努める。

施策
2

消防・救急体制

目的 町民の安全・安心を守るため、火災予防の強化を図る。

施策の基本方針

- 火災予防については、火災予防査定の充実強化と町民の日常生活における防火意識の普及を図り、消防活動の妨げとなる恐れのある道路の整備などの環境づくりに努める。
- 常備消防については、消防車両、機材、消防装備の整備拡充と消防水利の適正配置を促進し、情報通信機器の充実を図るとともに消防団との連携強化に努める。
- 救急・救助活動については、迅速な搬送と救命率の向上を図るために、救急救命士による高度な「プレホスピタルケア(※)体制」の確立に努めるとともに、町民に対する応急手当知識の普及に努める。

成果指標

施策項目	指標項目	現状値 (平成26年)	目標値 の方向	目標値 (平成32年)
火災予防の充実	火災件数	9件	↓	0件

これまでの振り返りと課題

- 金武町の消防・救急行政は、金武町、宜野座村並びに恩納村の3町村による広域圏一部事務組合である「金武地区消防衛生組合」が担っている。
- 現在、金武地区消防衛生組合は、管理者の下に消防本部と消防団から構成され、消防本部は平成19年度に新設された衛生課を含め、消防長以下60人の職員、消防団は消防団長以下45人の団員により構成されている。
- 金武町における平成26年火災発生状況は9件である。火災発生は「林野・建物・その他」が多く、過去5年間の推移でこの種の火災が多い。また、過去5年間の種類別内訳をみると、林野火災31件、建物火災10件、車両火災2件、その他16件となっている。
- 出火原因として、建物火災では「ガスコンロの消し忘れ」「タバコの不始末など」が多い。また、林野火災(米軍演習による火災も含む)及び田畠などの火災では「無届による火入れ」「放火の疑い」が上位を占めている。
- 今後は町民の日常生活における防災意識の啓発を図り、放火防止については、地域において放火されにくい環境づくりなどの予防施策の推進に努める必要がある。
- 金武町における平成26年救急出動件数は863件で、平成21年以降の推移でみると、出動件数は年々増加している。また、その内訳をみると「急病」が最も多く586件(67.9%)、次いで「一般負傷」118件(13.8%)、「交通事故」67件(7.7%)の順となっており、高齢化社会と車社会の進展状況が伺われる。

- 救急活動においては、急病者及び負傷者に対する適切な救急処置と迅速な搬送が強く求められている。そのため、搬送時において高度な救命行為を実施できる救急救命士の配置が義務付けられており、金武消防署には8人が配置され、救急業務に対応している。
- 救急業務では、現場に居合わせた者による第1次の救命処置と、救急隊による第2次救命及び病院における第3次救命を迅速に実施するプレホスピタルケア体制の確立が課題となっている。

施策の体系



施策の推進

(1)火災予防の充実

- ①火災予防査定の充実強化を図るとともに、町民の防火意識の普及を図る。
- ②消火訓練の定期的実施を充実し、消火活動の妨げとなる恐れのある道路の整備を促進する。

(2)常備消防力の強化

- ①消防車両、機材、消防装備の整備拡充を図り、消防水利の適正配置を促進する。
- ②情報通信機器の充実を図るとともに消防団との連携を強化する。

(3)救急・救助体制の充実

- ①救急救命士の養成・確保を図り、プレホスピタルケアの技能向上を促進する。
- ②応急手当知識の普及促進を図り、救急機材・資材の整備拡充を促進する。

(※)プレホスピタルケア:

病院前救護のことで、急病人などを病院に運び込む前に救急車内で行う応急手当てのこと。

施策
3

防災・減災対策

目的 町民の防災意識を向上させ、「自助」「共助」を実現する。

施策の基本方針

- 「金武町地域防災計画」を随時見直していく。「災害に強い町民」に重点を置き、「自分の身は自分で守る(自助)」ということを基本に要援護者などについては「地域の協力による被害の軽減(共助)」などが円滑に行えるよう、住民相互の「共助」を実現するための施策に取り組む。

成果指標

施策項目	指標項目	現状値 (平成27年度)	目標値 の方向	目標値 (平成32年度)
防災意識の高揚	避難訓練の住民参加	3,000 人	↗	4,400 人
	自主防災組織の結成	1団体	↗	3団体
防災基盤の整備	備蓄食糧の達成	5,000 食	↗	5,000 食
	飲料水の備蓄	3,000 本	↗	3,000 本

これまでの振り返りと課題

- 平成23年3月11日に発生した東日本大震災以後、「災害対策基本法等の一部改正する法律(平成25年法律第54号)」をはじめとする法整備が進められてきた。また、携帯電話キャリア3社による「緊急速報メール(エアーメール)」のサービス提供など、防災に関連する社会インフラは更に充実してきている。
- 金武町では、「金武町地域防災計画(平成25年8月)」や「災害対策基本法等の一部改正する法律」に基づいた指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を進めている。
- 沖縄県が平成27年3月に設定した、「津波浸水想定」を反映した「金武町防災マップ」を作成し、平成27年10月に町内全世帯に配布した。海拔の低い地域においては、標識やステッカーにより海拔の表示をしている。
- 食料の備蓄については、平成25年度から予算を増額して継続購入しており、地域防災計画に定められた備蓄目標(町人口の20分の1の3日分=約5,000食)を達成している。
- 情報伝達手段については、平成25年度から年次的に「金武町防災システム」の整備を進めており、平成27年度に町内全域をカバーする屋外スピーカーの設置が完了した。災害時の緊急情報をより確実に町民などに伝達するため、これらの情報伝達手段を補完するものとして今後は戸別受信機の整備を検討する必要がある。

- 避難訓練については、平成24年度から沖縄県が主導している「沖縄県広域地震・津波避難訓練」に参加し、住民参加型の実働避難訓練を実施している。同訓練には、学校や福祉施設などの協力を得て、多数の町民などが参加しているものの、参加者数は年々減少傾向にある。
- 自主防災組織については、平成26年度に金武町第1号となる渡慶頭原地区自主防災会が結成された。同組織は自主的な避難訓練など積極的な活動を行っており、今後も継続して活動を支援していく必要がある。一方で、他の地区では自主防災組織の結成が進んでいないため、災害時に住民が相互に助け合う「共助」の重要性を啓発するとともに、組織結成を促進するための有効な施策を検討する必要がある。

施策の体系



施策の推進

(1)防災体策の確立

- ①金武町地域防災計画を定期的に見直し、国の防災基本計画及び沖縄県地域防災計画の各最新版、その他改正法や新法の趣旨に合致するようアップデートすることに随時努める。
- ②地域防災計画に付随する「避難勧告等判断・伝達マニュアル」「津波避難計画」「事業継続計画(BCP)(※)」などの策定を進める。

(2)防災意識の高揚

- ①「金武町防災マップ(平成27年10月作成)」を活用し、防災に関する知識を啓発するための取り組みを推進する。実働訓練だけではなく、状況付与型図上訓練や避難所運営ゲーム訓練(HUG)など多様な手法を取り入れた防災訓練を継続的に実施する。
- ②自主防災組織の結成を促進するためのインセンティブ(活動資機材購入の補助など)を拡充し、啓発に努める。また、町民にも各家庭で1人3食3日分を目標に備蓄することを推進する。

(3)防災基盤の整備

- ①屋外スピーカーによる放送の到達が困難なエリアについては、常に情報収集に努め対策を講じる。また、戸別受信機の整備計画を進めるほか、SNSなどの登録を促進するための施策を講じる。
- ②食糧及び飲料水を備蓄し、災害時において避難者へすみやかに供給できる体制を整備し、備蓄のための倉庫を確保する。

(※)BCP:

災害や事故で被災した場合においても中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や継続のための方法、手段などを取り決めた計画のこと。

施策
4

交通安全対策

目的

交通三悪(無免許運転、飲酒運転、速度超過)の根絶と交通死亡事故「0」を目指す。

施策の基本方針

- 交通安全運動を継続的に実施し、町民の交通安全意識の高揚を図るとともに交通安全施設の整備拡充を推進し、全ての町民が安全で安心して暮らせるまちづくりに努める。

成果指標

施策項目	指標項目	現状値 (平成26年)	目標値 の方向	目標値 (平成32年)
交通安全意識の高揚	飲酒運転検挙者数	7件	➡	0件
	死亡事故件数	0件	➡	0件

これまでの振り返りと課題

- 金武町は、本島東海岸側の北部地域と中南部地域を結ぶ交通の要衝にあり、沖縄自動車道、国道329号、県道104号線及び町道屋嘉60号線などが町域を縦横断していることから、日常的に交通往来の多い地域である。
- 金武町の交通事故発生状況をみると、平成26年では44件となっており、過去5年間の推移では平成21年以降大きな変化はない。また、その種類別の内訳をみると最も多いのが「軽傷」であるものの、平成21年と平成25年には「死亡」する事故が発生している。
- 金武町では交通事故の発生を未然に防ぐための対策として、これまでガードレール、カーブミラーなどの交通安全施設の設置や、高齢者、児童生徒に対する交通安全教育を実施し、年4回の交通安全運動を実施してきた。
- 沖縄県では「県及び県民等が一体となって飲酒運転の根絶を図り、飲酒運転のない安全で安心な県民生活を実現する」ことを目的に、平成21年10月に「沖縄県飲酒運転根絶条例」を制定し、飲酒運転の根絶に努めているものの、飲酒運転検挙数は全国最悪となっており、金武町においても飲食店街などにおいてその対策を強化していく必要がある。
- 今後ともこれらの交通安全対策を継続するとともに、町域内道路においては、違法駐車、迷惑駐車を無くすよう町民の交通安全マナー・モラルに対する意識の啓発を図っていく必要がある。
- 町内に信号機、横断歩道、カーブミラー、道路標識、ガードレールなどの整備、交通安全環境の整備を図るとともにスクールゾーンの設定や通学路の表示を推進し、児童・生徒の安全を確保する必要がある。

施策の体系



施策の推進

(1)交通安全意識の高揚

- ①飲酒運転撲滅を含めた町民への交通安全意識の高揚、交通安全マナー・モラルの向上を図るために参加・実践型交通安全教育を推進し、交通安全運動の充実を図る。

(2)交通安全環境の整備

- ①信号機、横断歩道、カーブミラー、道路標識、ガードレールなどの交通安全施設の整備を図る。
②児童・生徒の登下校時の安全確保のため、スクールゾーンの設定及び通学路表示を推進する。

(3)交通安全対策活動の推進

- ①関係機関との連携を強化し、交通安全運動実施期間中の街頭指導の充実を図るとともに、交通安全指導者の養成・確保に努める。

施策
5

防犯対策

目的

安全で安心なまちを目指すため防犯対策に取り組み、施設整備の充実を図る。

施策の基本方針

- 犯罪の無い安全で快適な地域社会の実現のため、地域住民の連帯意識の啓発・高揚を図り、地域における自主防犯活動を強化するとともに、関係機関との連携による防犯対策の拡充を図る。

成果指標

施策項目	指標項目	現状値 (平成26年)	目標値 の方向	目標値 (平成32年)
防犯対策の強化	凶悪犯罪	0件	↗	0件
	犯罪認知件数	41件	↘	0件

これまでの振り返りと課題

- 金武町の平成26年における犯罪の認知件数は41件で、平成17年の件数と比べると63%減少している。犯罪の種別をみると圧倒的に「窃盗犯」の占める割合が高い。
- 近年、地域社会においては都市化の進展や家庭環境の多様化、情報の氾濫などの影響により犯罪の低年齢化が進んでいる。また、「振り込み詐欺」「架空請求詐欺」といったお年寄りなどをターゲットにした事案が増えつつあり、その手口も巧妙かつ悪質になってきている。
- 従来の豊かな地域コミュニティや地域における助け合いの精神と連帯の意識が薄れつつあり、家庭や個人の社会的孤立化が犯罪の多発化に大きく影響しているものと考えられる。
- 金武町では米軍人による犯罪も発生しており、町民に不安を与える。
- 防犯対策活動として各区や各種団体の長による防犯パトロールや夏休み期間中のPTAによる夜間パトロールが実施されており、防犯設備としての街灯の整備や児童生徒を犯罪から守るため各校区内の家庭・商店などに「こども110番の家」の設置が進められるなど地域の防犯対策がなされてきた。
- 防犯カメラについては、事故の早期解決や未然防止に役立つことから、町民のプライバシーに配慮しつつ増設を検討する。

施策の体系



施策の推進

(1)防犯対策の強化

- ①防犯パトロールの拡充を図り地域防犯運動を推進とともに、地域環境の浄化対策を推進する。
- ②米軍人などの犯罪防止対策の講話などについても継続的に行う。

(2)防犯体制の拡充

- ①自主防犯組織の育成、警察署及び各種団体との連携を強化し、防犯体制の拡充を図る。

(3)防犯施設整備の充実

- ①児童生徒を犯罪から守るため各校区内における家庭・商店などの「こども110番の家」の周知徹底を図る。
- ②防犯設備については、町民のプライバシーに配慮しつつ、地域における防犯カメラの増設整備を推進する。



第7回「残したい金武町の風景」写真・絵画コンクール 入選 「キンターの家並み」

基本目標5

活気あふれる 産業のまちづくり

—産業の振興—

施策1 農林・畜産業の振興

施策2 水産業の振興

施策3 商工業の振興

施策4 観光業の振興

施策5 雇用対策の推進

基本目標5

施策
1

農林・畜産業の振興

目的

基幹産業としての生産基盤や農村環境の整備を進めるとともに、地域の特色を生かした豊かな活力ある振興を図る。

施策の基本方針

- 農林・畜産業の生産向上や経営の安定化を推進するため、TPP 対策を含めた生産基盤の整備を図るとともに、農家指導を行い、地元特産品の開発促進などを進め、強い農畜産業の振興に努める。また、「人・農地プラン(地域農業マスタープラン)」による地域合意に基づく担い手への農地の集積を図り、有効活用に努める。
- 森林などの資源の保全や家畜排せつ物などを活用した有機肥料を地域へ還元する循環型農業を着実に実施し、環境にやさしい農林・畜産業の振興を図る。
- 農村環境の整備の充実を図るとともに、関係機関との連携により、担い手の育成や経営指導の充実に努め、活力ある農林・畜産業の振興を図る。

成果指標

施策項目	指標項目	現状値 (平成27年度)	目標値 の方向	目標値 (平成32年度)
農林畜産業の生産振興・基盤整備の充実	かんがい排水整備面積	228.3ha	↗	298.3ha
	認定農業者の拡大	29 経営体	↗	39 経営体
	認定新規農業者拡大	7 経営体	↗	12 経営体
環境保全の推進	堆肥生産販売	2,100t	↗	3,000t

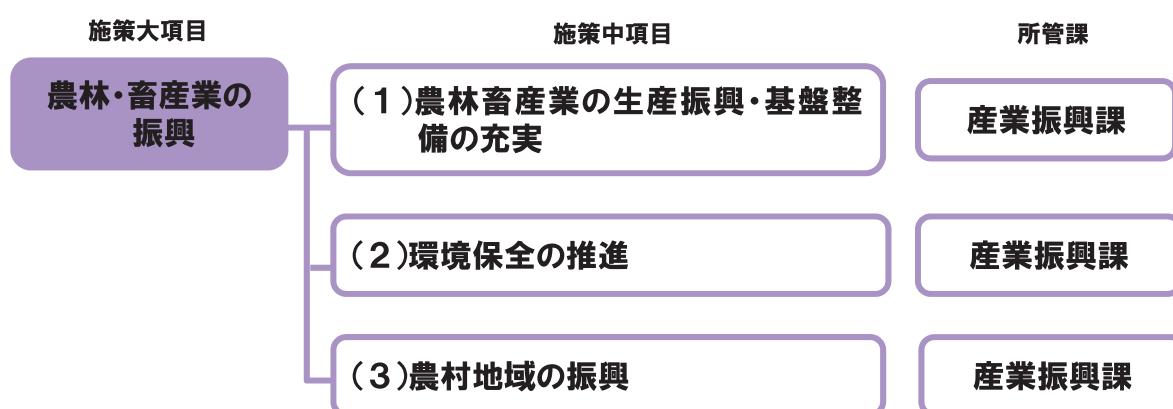
これまでの振り返りと課題

- 金武町の主な作物は、田芋やサトウキビ、キクなどの花卉類、マンゴーやパインなどの果樹類があり、重要な基幹産業の一つとなっている。
- 農業従事者の高齢化や後継者不足などに伴い、農家数や農業生産額は年々減少傾向にある。また、近年は消費者の農産物に対する安全・安心なニーズの高まりをはじめ、食味、新鮮さなどの多様化が進んでいる。
- かんがい排水事業の推進をはじめ、園芸施設の導入・品質向上、生産・販路拡大と併せて、認定農業者及び担い手農家の育成を通して、安定的な農業経営を推進する必要がある。
- 特産品直売所が一体となった「道の駅(仮称)」構想と多様な消費者ニーズに対応するた

め、新規の高収益作物の生産拡大と農家育成を進め、地元特産品の充実を図る必要がある。

- 林業については、町営苗畠施設において、緑化木や草花類の種苗育成及び栽培・生産を行っている。また、屋嘉地区で実施した造林事業地の維持管理を行う必要がある。さらに、平成19年度から稼働している「特用林産物(ぶなしめじ)施設」についても安定経営を図る必要がある。
- 畜産業については、優良畜種の導入を図るとともに、環境に配慮した畜舎の改善促進が必要となっている。
- 「畜産環境総合整備事業」を活用して畜産業振興、新規雇用の創出及び循環型農業の促進などを目的として設立された「株式会社金武有機堆肥センター」については、安定経営と有機農法促進の拠点施設となる取り組みが必要である。

施策の体系



施策の推進

(1)農林畜産業の生産振興・基盤整備の充実

- ①農道やかんがい排水事業などの生産基盤の充実を図るとともに、優良畜種の導入や環境に配慮した畜舎改善を促し、生産性向上を図る。
- ②TPP対策を図るとともに、安全・安心な特産物の研究開発や販路開拓などを支援し、農商工連携や6次産業化の推進に努める。
- ③優良畜種の導入を図るとともに、環境に配慮した畜舎改善を促進する。
- ④農道の管理充実や用排水路の改善に努める。

(2)環境保全の推進

- ①森林保全活動を促進し、保安林、水源涵養林の保全を図るとともに、造林事業地区の維持管理を推進する。また、家畜排せつ物などを活用した有機肥料を地域へ還元する循環型農業を推進し、環境にやさしい農林畜産業の振興に努める。

(3)農村地域の振興

- ①後継者及び新規就農者などの担い手の確保・育成を図るとともに、農地や草地などの集積を推進し、遊休地の解消に努める。
- ②沖縄県農業協同組合(JAおきなわ)や沖縄県、その他関係機関との連携を図り、生産者の技術向上や経営指導による経営の安定化に努める。

施策
2

水産業の振興

目的

漁獲量増加への取り組みや観光漁業の推進、水産物加工販売体制の確立など、漁家の経営安定に向けた水産振興に努める。

施策の基本方針

- 沿岸漁業では、今後とも引き続き漁場環境を保全しつつ、周辺市町村とも連携しながら金武湾の蘇生に努める。また、設置されたパヤオ、大型定置網などを活用し、低迷している漁獲量が回復できるよう取り組む。
- 海面養殖業では、加工施設の整備を引き続き推進とともに、魚類養殖についても積極的に導入を図る。
- 新規漁業者を含めた人材育成を図り、漁業活性化に努める。

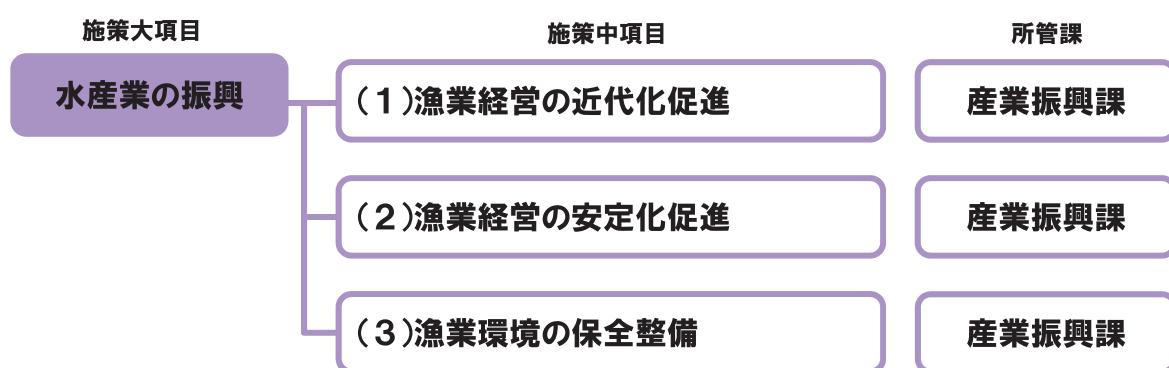
成果指標

施策項目	指標項目	現状値 (平成26年度)	目標値 の方向	目標値 (平成32年度)
漁業経営の安定化促進	藻類取扱量	119t	↗	250t
	鮮魚魚貝取扱量	18t	↗	65t

これまでの振り返りと課題

- 金武町の水産業は沿岸漁業と海面養殖業を中心であり、近年は海面養殖の「もずく」「海ブドウ」が主な漁獲高となっている。
- 平成26年度の金武町の漁業経営体数は42体であり、年々減少傾向にある。海面漁業においては、平成26年度の漁獲量は137t、漁獲高は約4,500万円である。
- 漁獲量の増加と漁家及び金武漁業協同組合の経営安定に向け、平成22年度から定置網や冷凍設備、洗網機などの整備を行ってきており、今後とも施設整備、管理体制の充実強化及び操業支援などの施策を実施していく必要がある。また、金武湾の生育環境を改善するための対策が必要となっている。
- 金武町の海面養殖は、近年は「もずく」に加えて「海ブドウ」の養殖も盛んなことから、生産拡充のための生産施設(ハウスなど)の整備を促進するための支援が必要である。

施策の体系



施策の推進

(1)漁業経営の近代化促進

①水産加工新事業の展開を図り、もしく、海ブドウなどの海草養殖と魚介類養殖の新展開を促進するとともに観光漁業の推進、水産物加工販売体制の確立を図る。

(2)漁業経営の安定化促進

- ①漁業経営の規模拡大、漁船の近代化を促し、燃料補助などの操業支援を行い、漁業の近代化と青年漁業士など後継者の育成強化を推進する。また、漁業協同組合については、組織の充実強化を促進するため、自ら作り育てる漁業経営の意識啓発に努める。
- ②漁獲量、漁獲高の向上を図るための生産、流通体制の構築に努める。
- ③特産品直売所が一体となった「道の駅（仮称）」構想やホテルなどの企業進出に対応するための漁業経営の支援に努める。

(3)漁業環境の保全整備

- ①金武湾港の船舶航行安全を確保するため、航路浚渫工事を沖縄県と連携して促進する。また、地域住民との交流や観光の振興を通じた地域活性化のため、港湾における拠点機能の強化を推進する。

施策
3

商工業の振興

目的

商工業者の育成、企業誘致などの支援を行い、地域経済の活性化、雇用の場の創出を図る。

施策の基本方針

- 金武バイパスの整備により、既存国道の整備と併せて街路緑化、利便性の向上に努め、快適で魅力ある商業空間の創出に努める。
- 金武バイパス完成後、郊外型の沿道店舗の立地を促進するとともに、観光振興と産業振興を図るため、特産品直売所が一体となった「道の駅（仮称）」構想の推進を行う。
- 金武町の地域特性に適した企業誘致や地場産業の育成など支援制度の拡充に努める。
- 既存の企業については、経営の健全化・安定化に向けた経営基盤の強化及び経営体質の改善のための相談窓口や各種融資など支援制度の充実を図り、商工業振興に努める。

成果指標

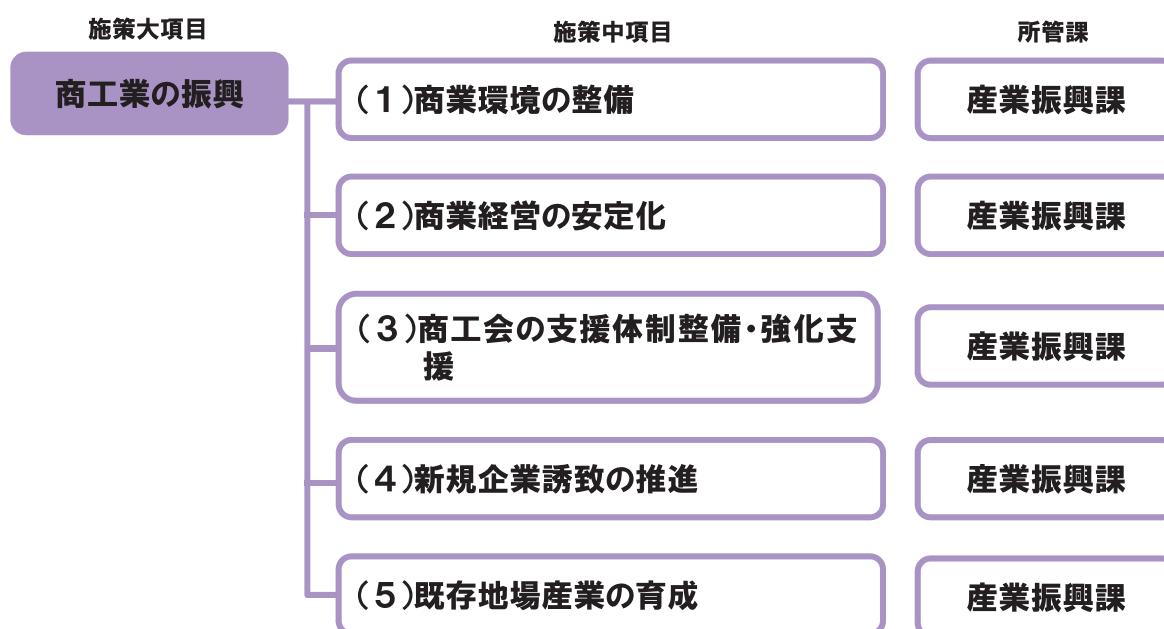
施策項目	指標項目	現状値 (平成27年度)	目標値 の方向	目標値 (平成32年度)
商業経営の安定化	商品券の販売額	1億1,000万円	↗	↗
	空店舗対策事業による新規店舗の件数	(平成26年度) 30店舗	↗	40店舗
新規企業誘致の推進	誘致企業数	1店舗	↗	2店舗

これまでの振り返りと課題

- 金武町の商業は、国道329号沿いにほとんどの商店が立地し、地元購買需要と通過型の購買需要に対応する沿道型商業となっている。
- 金武町では金武町商工会と連携し、地域商品券事業や空き店舗対策を実施し、商業の活性化に取り組んでいる。
- 現在、金武バイパスの建設が進められており、その完成後は既存の沿道店舗との連携を図りつつ、購買需要を促進していく必要がある。他方、この金武バイパスの完成後は沿道における郊外型の沿道店舗が立地する可能性が十分考えられる。
- 既存国道と金武バイパスのそれぞれの特色を生かし、相乗効果を高めるような店舗などの立地を促進することが課題である。
- 既存施設と連携しつつ、「ギンバル訓練場跡地」や「道の駅（仮称）」構想などに類する郊外型の観光施設などが集積立地する拠点づくりについて検討していく必要がある。

- 金武町の工業は、金武火力発電所の大規模事業所が1社ある以外は全て小規模企業であり製造業としての集積はほとんどみられないのが現状である。
- 金武町の地域特性や土地利用条件を踏まえ、既存工業の活性化と新規企業の誘致を図り、起業支援制度などの拡充に努めることが課題である。

施策の体系



施策の推進

(1)商業環境の整備

①金武バイパス沿線観光拠点地区の形成について検討する。また、既存国道沿線などの空き店舗の活用を促進するとともに、商業環境の利便性を高めるため、駐車場などの整備を検討する。

(2)商業経営の安定化

①商業経営者の意識の高揚を促進し、新規店舗などの開設支援を推進するとともに、各種融資制度の有効活用や地域商品券事業を促進する。

(3)商工会の支援体制整備・強化支援

①小規模事業者、後継者及び新規創業・起業予定者への伴奏型支援体制整備と強化支援を図る。

(4)新規企業誘致の推進

①「うるま市・金武町企業立地促進協議会」を中心に、沖縄振興特別措置法や企業立地促進法に基づく優遇措置を活用し、企業誘致を推進するとともに支援制度の拡充に努める。

(5)既存地場産業の育成

①経営基盤の強化、経営体質の改善及び経営相談の充実を図るとともに、各種融資制度の活用を促進する。

施策
4

観光業の振興

目的

歴史的文化遺産や豊かな自然環境を生かした魅力ある観光地の形成を目指し、多様なニーズに対応した観光の振興を促進する。

施策の基本方針

- 金武観音寺や金武大川をはじめとする歴史的文化遺産、金武ダム周辺施設、億首川のマングローブや干潟など、豊かな自然環境を生かした魅力ある観光地の形成を目指し、エコ・スポーツ・医療ツーリズム(※)や体験型観光の振興を図る。
- 金武町独自の魅力ある観光地の形成に向け、観光ルートの再編や観光案内媒体の整備、新開地などにおける賑わいの演出、各種イベントの開催などの取り組みや「ネイチャーみらい館」の運営充実を図るとともに、「道の駅(仮称)」構想などの各種観光関連施設の整備に努める。

成果指標

施策項目	指標項目	現状値 (平成26年度)	目標値 の方向	目標値 (平成32年度)
観光内容の充実	ネイチャーみらい館利用者数	60,000人	↗	100,000人

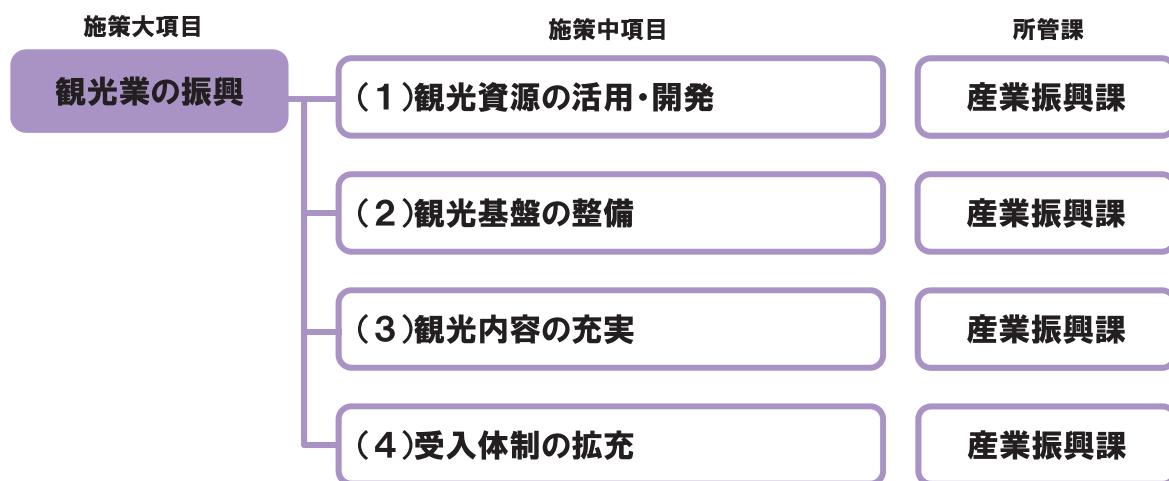
これまでの振り返りと課題

- 沖縄の本土復帰以前は金武観音寺(鍾乳洞)や金武大川が北部観光のスポットであり、近年は自然環境を体験するエコツーリズムや体験学習型・参加型の観光が増加しており、金武町においても修学旅行団による億首川のマングローブや干潟、野鳥の観察及びカヌー体験などが盛んになっている。
- 億首川下流域では、億首川プロムナード(遊歩道)としてボードウォーク(木道)や野鳥観察施設などが一体的に整備されている。
- 伊芸海岸では人工海浜と海浜公園、屋嘉海岸では人工海浜が整備されており、これらを含めて将来的には金武湾における海洋性観光リゾートの振興事業を展開していく可能性が十分考えられる。
- ギンバル訓練場跡地利用では、地域医療施設やスポーツ施設などの整備が行われており、今後は医療・スポーツツーリズムの展開が必要である。
- 金武町の豊かな自然を生かした魅力ある観光リゾート拠点地区の形成をめざし、町内の様々な観光資源の発掘・充実及び施設のネットワークを形成し、観光産業の一層の振興を促進することが課題となっている。

(※)ツーリズム：

観光事業及び観光旅行のこと。

施策の体系



施策の推進

(1)観光資源の活用・開発

- ①自然環境の保全と活用を図り、地元特産品や観光資源の発掘・充実、温泉施設など、魅力ある観光施設の整備拡充及び各種観光イベントの開催に努める。

(2)観光基盤の整備

- ①「道の駅(仮称)」構想などの各種観光関連施設の整備に努める。
- ②観光案内サインなどの多言語表示を含む表示・案内板の設置、観光webサイトや無線LANの整備を図るとともに、観光案内媒体の整備充実を図る。
- ③宿泊施設の誘致、観光ルートの整備などを促進する。

(3)観光内容の充実

- ①豊かな自然環境を生かしたエコ・スポーツ・医療ツーリズム、民泊事業などの体験型観光及び海洋レジャーを推進する。

(4)受入体制の拡充

- ①観光施策を一元的に推進する専門部署や観光協会との連携を強化していく。
- ②町民観光ガイドの育成を図り、外国人観光客を含む多様な観光客のニーズに対応した受入体制の構築を検討する必要がある。

施策
5

雇用対策の推進

目的 町民の雇用の場の創出、人材登録制度の導入、各種支援制度の充実、中小企業などとの連携を図り、地域全体の就業意識の向上と雇用対策・人材育成を目指す。

施策の基本方針

- 町民の雇用の場の創出に努めるとともに、「金武町就活支援センター」において、就職相談や就職に必要な技能・資格の取得、キャリアカウンセリング、中小企業などへの各種支援制度の斡旋、職業斡旋業務を行い、地域全体との連携を図りながら就業意識の向上を目的にキャリア教育(※1)を推進する。併せて中長期的な雇用対策・人材育成を図るための体制の構築を図る。

成果指標

施策項目	指標項目	現状値 (平成27年度)	目標値 の方向	目標値 (平成32年度)
雇用の場の創出	完全失業率の改善	11.7%	↗	県平均以上

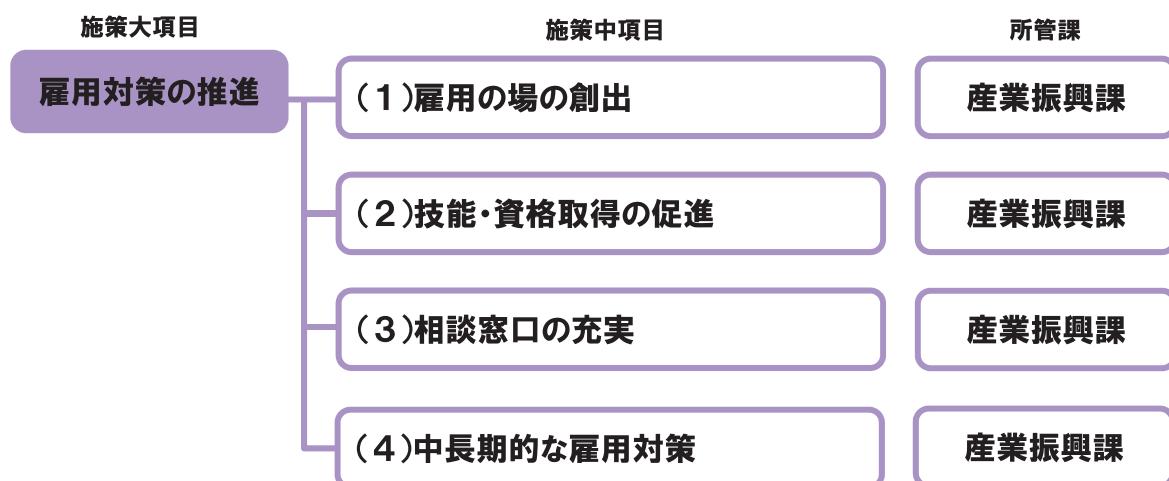
これまでの振り返りと課題

- 沖縄県では観光と個人消費は堅調に推移しているが、雇用環境は依然として厳しい状況が続いている。とりわけ若年者を中心とする失業問題は深刻な状況であり、雇用の確保は沖縄県全体の大きな課題となっている。
- 金武町の平成22年の国勢調査における完全失業率は11.7%と県平均(11.0%)より上回るもの、改善傾向がみられる。
- 町内事業所などへの町民の雇用や、駐留軍労働者などの優先雇用が求められている。
- 企業誘致における進出企業への雇用を促進するため、進出企業が町民を雇用した場合の研修費用などを支援する「金武町雇用対策事業」を実施するなど、補助事業の活用による雇用対策を実施しているところである。
- 町民ニーズに対応した雇用対策を強力に推進するとともに、ギンバル訓練場跡地利用における事業に即応した雇用対策を推進することが大きな課題である。

(※)キャリア教育：

一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育のこと。

施策の体系



施策の推進

(1)雇用の場の創出

- ①町や関係機関の事業導入にあたっては、町民の雇用の場の創出に努める。また、関係機関や町内事業者などへの町民の優先雇用の促進を図る。

(2)技能・資格取得の促進

- ①就職に必要な資格取得のための各種講座を開催し、町民一人ひとりの技術や資格の取得を支援し、雇用機会の増大を図る。

(3)相談窓口の充実

- ①金武町就活支援センターにおいて、就職相談を実施し、求人情報の公開並びに職業斡旋を行うとともに、求職者と企業とのマッチングを図る求職者登録システムの構築や緊急的な失業者の雇用対策の連携など、相談窓口の充実を図る。

(4)中長期的な雇用対策

- ①町民一人ひとりの心豊かな生活の確保に向けて、キャリア教育や就労に必要な意識啓発、知識・技能を習得するための一貫した体制の構築と支援に努める。
②ギンバル訓練場跡地周辺における新規事業機会の拡大や若者の雇用促進など、地域活性化の実現を図る。



第5回「残したい金武町の風景」写真・絵画コンクール 大賞 「豊かな実りを願って」

基本目標6
ともにつくる 魅力あるまちづくり
—行財政の推進—

施策1 町民と創るまちづくり

施策2 行政運営の確立

施策3 財政運営の確立

施策
1

町民と創るまちづくり

目的

積極的な情報公開に努めるとともに、町民と行政が一体となった「協働のまちづくり」を目指す。

施策の基本方針

- 「金武町情報公開条例」に基づき、まちづくりを推進する上で必要な情報を積極的に公開する。また、町民とともに創る協働によるまちづくりを目指すとともに、地域コミュニティで活躍できるリーダー・担い手を育成する。

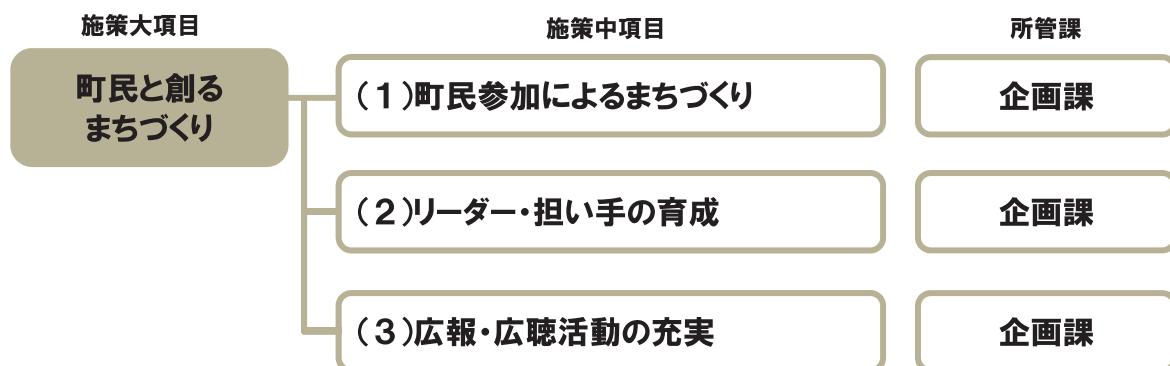
成果指標

施策項目	指標項目	現状値 (平成27年度)	目標値 の方向	目標値 (平成32年度)
町民参加によるまちづくり	各委員会などにおける公募委員の拡大	5人	↗	10人

これまでの振り返りと課題

- 金武町には、5区(金武区、並里区、中川区、伊芸区、屋嘉区)それぞれの特性があり、その地域にあったまちづくりを各区主体で進めている。
- 平成19年度に、行政と町民が協働によるまちづくりをするための基本的条項を定めた「金武町町政基本条例」を制定した。
- 本総合計画の策定にあたっては各区における区長ヒアリング、関係団体・各種団体ヒアリング及び町民・役場職員アンケート調査などを行うとともに、審議委員については広く公募し積極的に登用してきた。
- 町の施策や取り組みなどを各区行政懇談会、金武町ホームページ、有線放送電話、広報誌及びSNSなどのあらゆる媒体や機会を活用して情報公開を行ってきた。
- 平成26年7月に女性の積極的な行政参画を図ることを目的に「女性による町づくり提言委員会」を発足し、まちづくりに関する協議を行っている。あわせて「金武町雇用対策事業検討委員会」「金武町子ども・子育て会議」並びに「當山記念館の活用に関する検討委員会」が設置され、様々な分野から意見を伺い、まちづくりに生かしている。
- 社会情勢や生活様式の変化とともに、まちづくりに対する町民意識の変化やニーズの多様化が進んでおり、それを的確に把握しまちづくりに反映していくかが課題である。

施策の体系



施策の推進

(1)市民参加によるまちづくり

①まちづくりに必要な情報の公開に積極的に取り組み、市民のまちづくりに対する意識の高揚を図るとともに、各種計画やプロジェクトなどの立案に市民の参画を促し意見を反映させる体制を構築する。

(2)リーダー・担い手の育成

①国の実践型地域雇用創造事業である「金武町の健康と癒しを担う人づくり～基地跡地利用による雇用機会の創出～」に基づき、「まちづくりは人づくり」という観点から地域での活動指導者や団体を支援し、地域コミュニティで活躍できるリーダーや担い手の育成を図る。

(3)広報・広聴活動の充実

①まちづくりなどの行政情報を金武町広報紙、金武町ホームページ、SNSなど、あらゆる媒体を活用し積極的に提供するとともに、各区における行政懇談会や各種広聴活動などの充実を図り、市民のニーズに対し即応できる体制づくりに努める。

施策
2

行政運営の確立

目的

PDCAを継続しつつ、効率的な行政運営を目指すとともに、良質な行政サービスが提供できるよう組織改善・人材育成に取り組む。

施策の基本方針

- PDCA(※)を継続しつつ、効率的な行政運営ができるよう、組織改善や人材育成、事務改善及び電算化を推進し、良質な行政サービスの提供を目指す。
- 公共施設の整備または維持管理について、「金武町公共施設等総合管理計画」を作成し、施設の整理・廃止を行う。

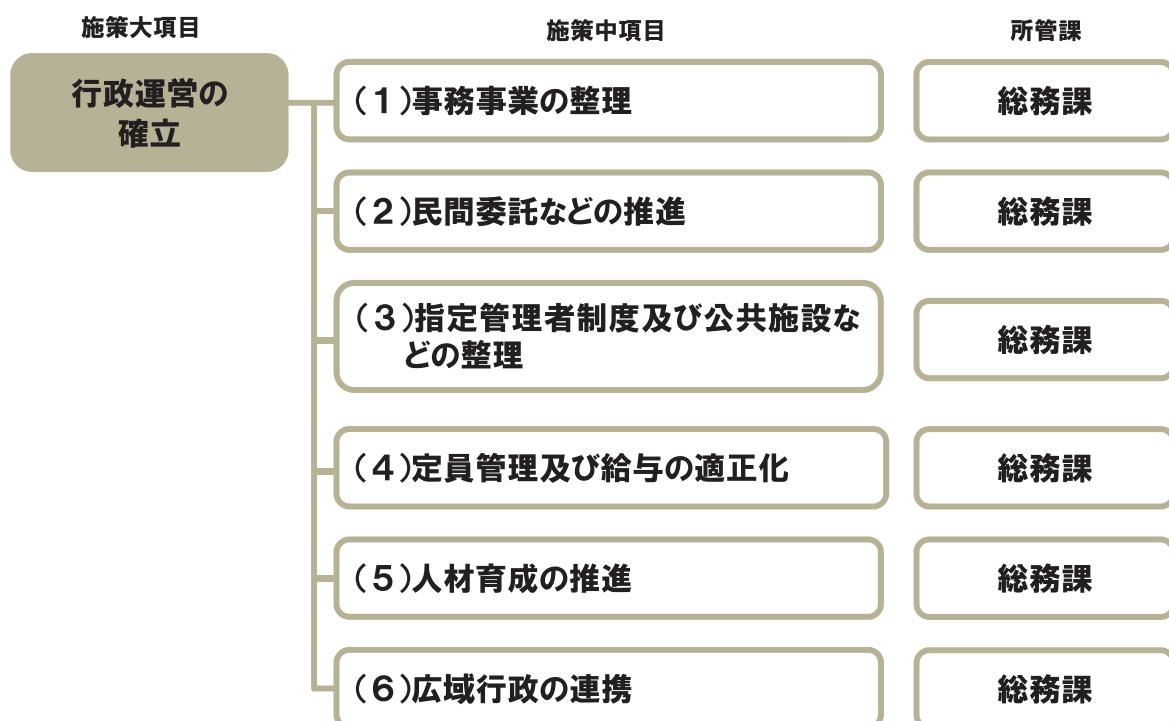
これまでの振り返りと課題

- 少子高齢化、国際化、高度情報化などによる社会環境の急激な変化や町民の生活意識・価値観の多様化に伴い、行政に対する町民のニーズはますます増大し、多様化している。このような行政需要の増大と変化に対し、効率的で質の高い行政サービスの提供が強く求められている。
- 行政運営を円滑に推進していくためには、町民の立場に立った行政の視点と社会情勢の変化に迅速かつ適切に対応できる効率的な行政体制の確立を図ることが必要である。
- 「行政改革大綱」に基づき、効率的かつ効果的な行政運営ができるよう隨時、課並びに係の新設・改変、公的施設の指定管理、事務事業の外部委託及び行政事務の改善などを実施し、行政サービスの向上と行政組織の効率化及び職員の適正配置を実施してきた。
- 職員定数の削減、指定管理者制度の導入、民間委託への移行など一定の成果があげられたものと評価されるが、近年は権限移譲による事務事業の増加及び事業内容の多様化が更に進行している。
- 今後とも業務配置などの適正化を図るとともに、事務事業の電算化・省力化、職場環境の美化・省エネルギー、新エネルギー対策及び指定管理者制度による公共施設などの民間委託管理への移行などを引き続き促進する必要がある。
- 企業誘致による雇用効果、役場職員の行政能力向上など、諸課題の解決へ向けて行政体制の拡充を図る必要がある。
- 時代の趨勢をしっかりと見据え、先見性と創造性に富んだリーダーシップと実行力及び決断力をもち、町民から信頼される職員の人材育成はきわめて重要な課題である。平成22年度に策定した「金武町人材育成方針」に基づき、多様化する行政ニーズに対応できる職員を育成するため、職員研修の充実強化を一層促進する必要がある。

(※)PDCA(Plan 計画→Do 実施→Check 評価→Action 見直し):

仕事をしていく過程で効率よく業務を行えるようにすること。

施策の体系



施策の推進

(1)事務事業の整理

- ①事務を簡素化し効率的な行政運営ができるよう、事務改善委員会などにおいて絶え間ない点検を行い、事務事業の整理に努める。

(2)民間委託などの推進

- ①委託などが適当な事務事業について、行政の責任を明確にしたうえで積極的かつ計画的に民間委託を推進する。

(3)指定管理者制度及び公共施設などの整理

- ①多様化する町民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に指定管理者制度による民間の能力を活用し、町民サービスの向上を図るとともに、経費の削減などに努める。
- ②既存の公共施設については、「金武町公共施設等総合管理計画」に基づき整理・廃止を行う。

(4)定員管理及び給与の適正化

- ①「事務事業の整理」「民間委託等の推進」「指定管理者制度及び公共施設等の整理」を実施することにより、職員の定員管理を適正化する。また、人事院勧告や近隣自治体との均衡も考慮し、住民の納得と支持が得られるよう、給与制度・運用・水準の適正化を図る。

(5)人材育成の推進

- ①分権型社会の担い手にふさわしい人材を育成するため、「金武町人材育成方針」を定期的に見直し、総合的な人材育成に努める。

(6)広域行政の連携

- ①各事務組合などとの連携を強化するとともに、市町村相互の役割分担の明確化を図ることにより、広域事業の円滑な推進を図る。





第8回「残したい金武町の風景」写真・絵画コンクール 入選 「クバや金武クバに」

施策
3

財政運営の確立

目的 歳入確保及び歳出削減を行い、健全な予算運営を目指す。

施策の基本方針

- 地域開発やまちづくりの行政需要は増大する傾向にある。今後とも行財政改革に取り組み、安定した財源の確保を図るとともに、町税などの自主財源の確保に努め、経常的な財政支出の節減と事業実施計画の大幅な見直しを図り、長期的な健全財政の維持確保に努める。

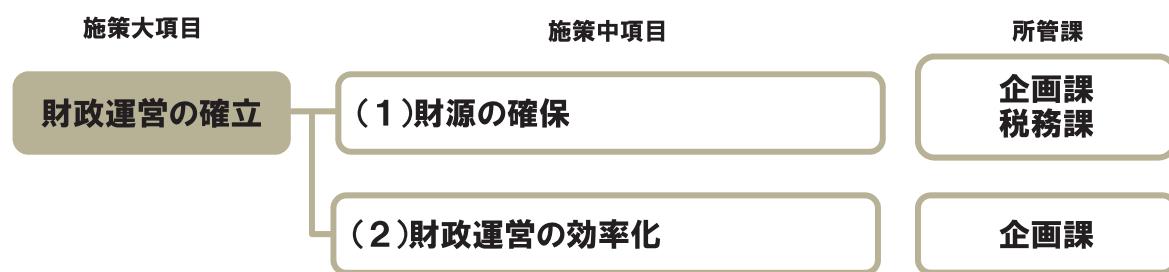
成果指標

施策項目	指標項目	現状値 (平成27年度)	目標値 の方向	目標値 (平成32年度)
財源の確保	町税徴収率	92.9%	↗	↗
	実質収支比率	4.2%	↘	4.0%
財政運営の効率化	経常収支比率	84.2%	↘	80%以下
	公債費負担比率	6.2%	↘	6.0%

これまでの振り返りと課題

- 平成28年度以降の歳出予算については、全事業の見直しを行い、抑制を図る。また、歳入予算については、受益者負担の必要性を検討していく必要がある。
- 平成28年度以降は地方債の活用も行うとともに、公債費の削減に努めながら計画的な借入を行い、世代間における負担の公平性に努めていくことが必要である。

施策の体系



施策の推進

(1)財源の確保

- ①新規・継続事業を問わず必要な事業以外のものについては、縮小・廃止を検討し、歳出抑制に努めていく。また、使用料・手数料及び負担金などの受益者負担の適正化を図るとともに、地方交付税、国・県支出金の有効活用を図る。
- ②「金武町ふるさと応援寄附金制度(平成20年12月制定)」(※)の代行業務を導入し、自主財源の増額を図る。

(2)財政運営の効率化

- ①「中長期財政計画」を策定し、財源の重点的・効率的配分、諸経費の節減・合理化の推進を図るとともに、町債の計画的運用を推進する。

(※)金武町ふるさと応援寄附金制度：

国が「ふるさと納税制度」を創設したことに伴い、金武町出身者だけではなく、金武町に思いをよせる多くの方々に、まちづくりを広く応援していただきたく「金武町ふるさと応援寄附金条例」を制定し寄附金を募ることにした。

第5次金武町総合計画 【前期基本計画】



第4回「残したい金武町の風景」写真・絵画コンクール 景観賞 「真夏日」

第5次金武町総合計画

《資料編》

基本目標1 健やかで明るく 心のふれあうまちづくり 一保健・福祉の充実一

施策3 国民健康保険(10~11 ページ)

国民健康保険の加入状況推移(単位:世帯、人、%)

内訳 年度	総世帯数	総人口	加入世帯数		被保険者数	
			総数	加入率	総数	加入率
平23年度	4,979	11,247	2,509	50.4	4,635	41.2
平24年度	5,063	11,389	2,576	50.9	4,728	41.5
平25年度	5,108	11,438	2,507	49.1	4,573	40.0
平26年度	5,137	11,439	2,498	48.6	4,476	39.1

注意:各年度末時点の数値である(本項目における提示資料は同様)

出典:国民健康保険事業状況(沖縄県)

資料:住民生活課

国民健康保険医療費総額の推移(単位:件、千円)

内訳 年度	総 数		療養諸費		高額療養費		助産費		葬祭費	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平23年度	59,172	1,614,611	57,252	1,446,976	1,847	147,107	55	20,167	18	360
平24年度	60,912	1,636,387	58,845	1,467,195	1,995	147,492	53	21,318	19	380
平25年度	59,632	1,684,233	57,298	1,496,816	2,241	162,312	59	24,423	34	680
平26年度	59,751	1,663,780	57,553	1,487,463	2,131	158,431	44	17,424	23	460

資料:住民生活課

国民健康保険税の収納状況推移(単位:円、%)

内訳 年度	国 民 健 康 保 険 税(現年度分)		
	調定額	収納額	収納率
平23年度	239,756,534	222,977,603	95.25
平24年度	246,376,883	230,107,323	93.01
平25年度	244,488,977	232,651,956	93.34
平26年度	250,919,303	236,081,523	94.09

資料:住民生活課

第5次金武町総合計画 【前期基本計画】

資料編

基本目標2 未来へはばたく ひとを育むまちづくり 一教育・文化の振興一**施策1 幼児教育の振興(14~15 ページ)**

幼稚園の状況推移(単位:人)

学校 数	学 級 数				教 員 数				園 児 数				
	合計	中川	金武	嘉芸	合計	中川	金武	嘉芸	合計	中川	金武	嘉芸	
平23年度	3	5	1	3	1	5	1	3	1	137	9	95	33
平24年度	3	5	1	3	1	5	1	3	1	127	13	82	32
平25年度	3	5	1	3	1	5	1	3	1	125	10	89	26
平26年度	3	5	1	3	1	5	1	3	1	112	12	74	26
平27年度	3	6	1	3	2	5	1	3	1	126	7	84	35

出典:学校一覧

資料:学校教育課

幼稚園施設の状況(単位:m²、%)

	園 舎 面 積 (m ²)			
	必 要	保 有	整備資格	達成率(%)
中川幼稚園	307	135	172	44
金武幼稚園	813	947	—	100
嘉芸幼稚園	516	218	298	42.2
計	1,636	1,300	470	79.5

注意:達成率は、(保有面積÷必要面積)×100で算出した数値(小数点以下第2位四捨五入)である。

出典:公立学校施設台帳(平成27年5月現在)

資料:学校教育課

施策2 義務教育の振興(16~18 ページ)

小学校の状況推移(単位:校、室、人)

学校 数	学 級 数				教 員 数				児童数合計				
	合計	中川	金武	嘉芸	合計	中川	金武	嘉芸	合計	中川	金武	嘉芸	
平23年度	3	34	6	20	8	48	9	26	13	735	66	490	179
平24年度	3	36	6	21	9	52	9	29	14	761	59	506	196
平25年度	3	38	6	22	10	53	11	28	14	766	55	507	373
平26年度	3	36	6	20	10	53	11	28	14	778	59	520	199
平27年度	3	38	6	22	10	60	18	28	14	760	59	502	199

出典:学校一覧

資料:学校教育課

中学校の状況推移(単位:校、室、人)

	学校数	学級数	教員数	生徒数
平23年度	1	13	22	379
平24年度	1	13	20	367
平25年度	1	13	21	373
平26年度	1	13	24	360
平27年度	1	14	22	376

出典:学校一覧

資料:学校教育課

小学校施設の状況(単位:m²、%)

	校地面積		校舎面積			屋内運動場			整備資格	達成率
	保有	比率	必要	保有	整備資格	達成率	必要	保有		
中川小学校	19,083	37.9	2,735	1,929	806	70.5	894	680	214	76.1
金武小学校	17,747	35.3	5,874	6,411	—	100	1,215	1,213	2	99.8
嘉芸小学校	13,517	26.8	3,107	3,427	—	100	894	819	75	91.6
計	50,347	100	11,716	11,767	806	93.1	3,003	2,712	291	90.3

出典:公立学校施設台帳(平成27年5月現在)

資料:学校教育課

中学校施設の状況(単位:m²、%)

	校地面積	校舎面積			屋内運動場			プール保有	柔道場保有	運動場照明
		必要	保有	達成率	必要	保有	達成率			
金武中学校	45,304	5,137	5,235	—	1,138	1,783	100			有

出典:公立学校施設台帳(平成27年5月現在)

資料:学校教育課

施策6 育英事業の推進(26~27ページ)

金武町育英会貸費生の状況(単位:人、円)

県	大学	貸費生		
		継続	新規	月貸与
県	大学	14	2	30,000
	短期・専門学校	3	7	30,000
県外	大学	9	4	35,000
	短期・専門学校	0	2	35,000
計		26	15	

資料:教育委員会(平成27年現在)

第5次金武町総合計画 【前期基本計画】

資料編

施策7 地域文化の振興(28~30 ページ)

指定文化財一覧表

指定区分	種別	名称	指定年月日	所在地	所在地所有者、保持・保存団体等
国指定		該当なし			
県指定	有形文化財 (工芸品)	観音寺梵鐘 (旧天界禪寺鐘)	昭60/6/18	金武 222 番地	観音寺住職
町 指 定	第1号	建造物	観音寺	昭59/6/1	金武 222 番地
	第2号	天然記念物	伊芸のがじまる	平3/7/16	伊芸 33 番地
	第3号	欠番(指定解除)			
	第4号	天然記念物	観音寺のフクギ	平3/12/24	金武 222 番地
	第5号	記念物 (遺跡)	慶武田川 (キンタガーチ)	"	金武 919 番地
	第6号	"	サーガ(茶川)	"	金武 12041-2 番地
	第7号	民俗文化財 (無形)	南又島 (フェーヌシマ)	"	伊芸 778-1 番地
	第8号	記念物 (遺跡)	ウツカガーチ (金武大川)	平4/5/7	金武 640 番地
	第9号	"	ヨリブサンノ御嶽	"	屋嘉 1338 番地
	第10号	"	底森御嶽	"	屋嘉 599-1
	第11号	民俗文化財 (有形)	勾玉・簪・古文書	"	金武 224 番地
	第12号	"	屋嘉のウフカーチ	平5/4/27	屋嘉 14 番地
	第13号	"	屋嘉の芸能衣装	"	屋嘉 360-1 番地
	第14号	記念物 (遺跡)	トウムスズ御嶽	平6/4/28	金武 126 番地
	第15号	"	ナコオガーチの泉 (名古川の泉)	"	金武 10408 番地

資料:社会教育課(平成28年3月現在)

施策8 國際交流の推進(32~33 ページ)

海外移住者子弟等研修生受入事業(単位:人)

	人数	備 考
平23年度	5	ブラジル、ペルー、ボリビア、アメリカ
平24年度	5	ブラジル、ペルー、ボリビア、アメリカ、アルゼンチン
平25年度	5	ブラジル、ペルー、アメリカ、アルゼンチン
平26年度	6	ブラジル、ペルー、ボリビア、アメリカ、アルゼンチン
平27年度	4	ブラジル、ボリビア、アルゼンチン、アメリカ

資料:企画課

海外ホームステイ参加者数の推移(単位:人)

	中学生	高校生	合 計	備 考
平23年度	3	2	5	レイクウッド
平24年度	3	2	5	オリンピア、シアトル
平25年度	1	4	5	セントラリア
平26年度	4	1	5	セントラリア
平27年度	3	2	5	ポートオーチャード

資料:学校教育課

米国ハワイ州カポレイミドルスクール交流プログラム参加者数の推移(単位:人)

	金武中	カポレイ	合 計	備 考
平23年度	10	10	20	隔年事業
平25年度	10	10	20	
平27年度	8	8	16	

注意:参加者数は生徒のみの人数である。

資料:学校教育課



基本目標3 自然と調和した 住みよいまちづくり 一生活環境・基盤の整備一**施策1 生活環境の整備(36~37 ページ)**町営住宅の状況(単位:m²、戸)

名 称	位置	建設年度	規 格 構 造	一世帯 当面積	入居 戸数
屋嘉団地	屋嘉区	昭和 59 年度	鉄筋コンクリート 2 階建	64.6	12
中川団地	中川区	昭和 61 年度	〃	64.6	12
中川第 2 団地	〃	平成 2 年度	〃	62.7	4
中川第 2 団地	〃	平成 2 年度	〃	68.3	8
中川第 2 団地	〃	平成 3 年度	〃	71.0	6
浜田団地	金武区	平成 9 年度	鉄筋コンクリート 5 階建	37.21	2
浜田団地	〃	〃	〃	36.59	1
浜田団地	〃	〃	〃	39.94	1
浜田団地	〃	〃	〃	74.35	34
浜田団地	〃	平成 10 年度	〃	74.35	20
中川第 3 団地	中川区	平成 13 年度	鉄筋コンクリート 4 階建	39.16	6
中川第 3 団地	〃	〃	〃	78.47	17
屋嘉第 2 団地	屋嘉区	平成 15 年度	〃	39.63	6
屋嘉第 2 団地	〃	〃	〃	78.47	18
並里団地	並里区	平成 16 年度	鉄筋コンクリート 5 階建	79.82	20
並里団地	〃	〃	鉄筋コンクリート 2 階建	41.13	6

資料:住民生活課(平成 27 年 11 月現在)

施策2 道路の整備(38~39 ページ)

道路整備状況(平成 25 年 4 月 1 日現在、単位:m, %)

	総延長	実延長	改良済延長		舗装率 (簡易含)	高級 舗装率	歩道総延長		路線数
			延長	改良率			設置 延長	総延長	
国道指定区間	27,223	14,570	14,570	100.0	100.0	100.0	12,653	25,306	1
県道計	5,181	5,181	2,063	39.8	100.0	39.8	3,937	4,461	2
主要地方道	1,777	1,777	1,777	100.0	100.0	100.0	1,773	2,297	1
一般県道	3,404	3,404	286	8.4	100.0	8.4	2,164	2,164	1
町道	94,253	91,753	84,637	92.4	92.4	23.2	11,895	14,287	359
一級町道	13,953	13,942	13,942	100.0	100.0	23.1	3,254	5,046	12
二級町道	12,695	12,515	12,540	100.0	100.0	15.6	1,543	1,563	24
その他町道	67,605	65,271	58,155	89.1	89.3	24.6	7,098	7,678	323
合計	126,657	111,504	99,207	—	—	—	28,485	44,054	362

出典:道路施設現況調査

資料:建設課

施策3 上水道の整備(40~41 ページ)

上水道事業(金武区、並里区、中川区、平成 26 年度から屋嘉区含む)

	給水人口 (人)	年間給水量(m ³)		1 日平均 給水量 (m ³)	1 人 1 日 平均給水量 <米軍除く> (ℓ)
		全体	内米軍		
平 23 年度	8,516	1,812,366	578,319	4,952	397
平 24 年度	8,480	1,767,466	542,129	4,842	596
平 25 年度	8,488	1,773,846	581,760	4,860	385
平 26 年度	10,435	2,027,154	608,387	5,554	372

資料:水道課(人口は3月末現在・住民基本台帳)

伊芸地区簡易水道事業

	給水人口 (人)	年間給水量 (m ³)	1 日平均 給水量(m ³)	1 人 1 日平均 給水量(ℓ)
平 23 年度	973	164,294	450	462
平 24 年度	991	134,841	369	372
平 25 年度	1,015	132,453	363	373
平 26 年度	985	135,906	372	378

資料:水道課(人口は3月末現在・住民基本台帳)

施策7 公園緑地の整備(48~49 ページ)

公園の整備状況

公園名称	供用開始		位置
	規模 (m ²)	年 度	
1 中川児童公園	5,112	昭和 55 年度	字金武 10541-12
2 大川児童公園	5580.9	昭和 59 年度 平成 23 年度	字金武 565
3 トムスズ緑地公園	2,724	昭和 60 年度	字金武 26
4 屋嘉西児童公園	4,800	昭和 61 年度	字屋嘉 599-1
5 オランダ森緑地公園	4,384	昭和 61 年度	字金武 5547
6 大川長命の泉公園	455	平成元年度	字金武 641-2
7 中川近隣公園	7,672	平成 3 年度	字金武 10531
8 金武児童公園	6,974	平成 4 年度	字金武 438
9 モーシヌ森公園	6,509	平成 4 年度	字金武 856
10 浜田原公園	4,300	平成 5 年度	字金武 4234-11
11 大川西公園	2,716	平成 7 年度	字金武 658-1
12 伊芸地区公園	9,150	平成 11 年度	字伊芸 907-1
13 金武地区公園	34,516	平成 11 年度	字金武 7801
14 スポーツ広場	3,740	平成 15 年度	字金武 4118-1
15 ティダガー森林公园	11,512	平成 16 年度	字金武 3558
16 上又毛公園	2,389	平成 17 年度	字金武 226-2
17 ふれあいの森公園	9,400	平成 17 年度	字金武 10366-1
18 伊芸海浜公園	18,821	平成 21 年度	字伊芸 1021-8
19 がじまる公園	490	平成 22 年度	字伊芸 33
20 仲畑慶公園	472.8	平成 23 年度	字金武 5312
合 計	140,994.7		
町民一人当たり面積	12.35		

資料:建設課(平成 27 年3月現在)

基本目標4 安心して 暮らせるまちづくり —環境衛生・防災対策の推進—

施策1 廃棄物処理対策(54~55ページ)

ごみ処理状況の推移(単位:人、トン、%、台)

年度	処理 計画 人口	年間総 排出量	収集処理									
			処理 人口	年間総収集量		処理区分			収集 車両	処理施設能力		
				量	収集率	焼却	埋立	その他		職員	焼却	圧縮 破碎
平23年度	11,253	4,187	11,253	4,187	100.0	3,758	147	282	2	5	20	10
平24年度	11,395	3,757	11,395	3,757	100.0	3,371	135	251	2	5	20	10
平25年度	11,253	3,604	11,253	3,604	100.0	3,231	135	238	2	5	20	10
平26年度	11,477	3,764	11,477	3,764	100.0	3,351	121	292	2	5	20	10

出典:金武地区清掃センターごみ処理の概要

資料:住民生活課

資源ごみ搬入量(単位:kg)

	鉄	アルミ	古紙	ペットボトル	ガラス類	蛍光管	乾電池
平23年度	79,615	342	143,466	38,353	94,945	2,590	2,421
平24年度	80,295	317	121,273	35,060	89,204	2,601	2,462
平25年度	78,445	548	132,160	36,273	64,814	2,806	2,284
平26年度	69,371	427	137,649	37,642	111,814	2,916	2,476

出典:金武地区清掃センターごみ処理の概要

資料:住民生活課

施策4 交通安全対策(60~61 ページ)

交通事故発生状況(単位:件、人)

	発生件数(件)				事故人数(人)			
	合計	死亡	重傷	軽傷	合計	死者	重傷者	軽傷者
平23年	32	0	7	25	39	0	7	32
平24年	32	0	3	29	44	0	5	39
平25年	41	2	5	34	49	2	5	42
平26年	44	0	4	40	58	0	4	54

出典:交通白書(金武町の件数抜粋)

資料:総務課

居住地別飲酒運転検挙者数(単位:人)

酒酔い運転	酒気帯び運転		飲酒運転合計
	0.25未満	0.25以上	
平23年	0	2	13
平24年	0	2	12
平25年	0	1	6
平26年	0	1	6

出典:交通白書(金武町の件数抜粋)

資料:総務課

施策5 防犯対策(62~63 ページ)

犯罪種別認知件数の推移(単位:件)

	総数	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他
平23年	82	1	10	56	6	0	9
平24年	82	0	11	46	2	1	22
平25年	59	1	9	35	1	1	12
平26年	41	1	9	21	5	0	5

出典:犯罪統計書(金武町の件数抜粋)

資料:総務課

基本目標5 活気あふれる 産業のまちづくり —産業の振興—

施策1 農林・畜産業の振興(66~67 ページ)

農家数、農業就業人口の推移(単位:人)

	平12年	平17年	平22年	平27年
農家数	384	287	260	224
専業	162	126	143	141
兼業	222	161	117	83
農業就業人口	593	484	410	316
男	332	291	256	214
女	261	193	154	102
16~29歳	38	17	15	11
30~59歳	205	170	141	86
60歳以上	350	297	254	219

注意:販売農家のみの統計

出典:農業センサス

資料:産業振興課

耕地面積の推移(単位:ha)

	合計	田	畠
平23年	307	74	233
平24年	306	74	232
平25年	300	73	227
平26年	302	73	229

出典:沖縄農林水産統計年報(各年)

資料:産業振興課

家畜飼養農家数・頭羽数の推移(単位:戸、頭、羽)

	肉用牛	乳用牛	豚	採卵鶏
	頭数	頭数	頭数	羽数
平23年	242	199	9,569	66,308
平24年	286	177	8,948	66,579
平25年	291	195	8,950	65,428
平26年	272	139	8,267	63,619
平27年	288	122	7,922	60,213

注意:平成23~27年は各年12月末に調査された数字

資料:産業振興課

施策2 水産業の振興(68~69 ページ)

漁業経営体(単位:経営体)

		平23年	平24年	平25年	平26年
漁業 経営体	総数	46	46	46	38
	共同経営	0	0	0	0
	個人経営	46	46	46	38
	その他の刺網	0	0	0	1
	大型定置網	1	1	1	0
	小型定置網	1	1	1	0
	その他の網漁業	1	1	1	0
	沿岸まぐろはえ縄	0	0	0	1
	その他のはえ縄	1	1	1	0
	沿岸いか釣	8	8	8	7
	その他の釣	2	2	2	3
	潜水器漁業	10	10	10	1
	その他漁業	1	1	1	4
	のり類養殖	0	0	0	1
	もずく養殖	21	21	21	20

出典:漁業センサス

資料:産業振興課

施策3 商工業の振興(70~71 ページ)

商業の概要

		商店数 (店)	従業者数 (人)	人／店	年間販売額		
小売業	平19年				(万円)	万円／店	万円／人
	平26年	66	219	3.3	358,300	5,429	1,636
卸売業	平19年	12	45	3.8	45,184	3,765	1,004
	平26年	9	47	5.2	76,500	8,500	1,628
平26年合計		75	266	3.5	434,800	5,797	1,635

出典:商業統計調査(沖縄県)

資料:産業振興課

工業の推移

事業所数		従業者数		製造品出荷額等			粗付加価値額	
		(人)	人/件	(万円)	万円/人	万円/件	(万円)	万円/人
	平23年	11	143	13	169,887	1,188	15,444	
	平24年	12	138	11.5	174,141	1,262	14,512	88,846

注意:平成23年については、経済センサス-活動調査で調査したため、従業者数と製造品出荷額等のみ。

出典:工業統計調査(沖縄県)

資料:産業振興課

基本目標6 ともにつくる 魅力あるまちづくり 一行政財政の推進一

施策3 財政運営の確立(80~81 ページ)

普通会計決算収支状況の推移(単位:千円、%)

	平 23	平 24	平 25	平 26
歳入総額	10,653,177	10,201,065	14,372,623	10,923,805
歳出総額	10,182,274	9,813,512	13,769,569	10,291,557
歳入歳出差引額	470,903	387,553	603,054	632,248
翌年度へ繰り越すべき財源	28,275	237,496	276,061	484,510
実質収支	442,628	150,057	326,993	147,738
単年度収支	390,426	-292,571	176,936	-179,255
積立金	108,813	1,505	682	1,085
繰上償還金	0	0	0	0
積立金のとりくずし額	0	180,000	370,000	700,000
実質単年度収支	499,239	-471,066	-192,382	-878,170

出典:沖縄県市町村概要(金武町抜粋)

資料:企画課

財政力指数等総括表(普通会計、単位:千円、%)

	平 23	平 24	平 25	平 26
基準財政需要額	2,968,749	2,940,634	2,999,405	3,004,797
基準財政収入額	1,002,485	948,718	951,464	968,603
財政力指数(3ヵ年平均)	0.35	0.33	0.33	0.32
標準財政規模	3,497,839	3,421,215	3,502,805	3,499,197
実質収支比率	12.7	4.4	9.3	4.2
経常一般財源収入額	5,016,093	4,947,116	5,049,874	5,082,884
経常収支比率	76.9	83.0	83.0	84.2
公債費比率	5.0	6.3	6.4	6.2
実質公債費比率	5.1	4.5	—	3.2

出典:沖縄県市町村概要(金武町抜粋)

資料:企画課

1. 金武町総合計画策定に関する規則

平成7年12月9日
規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、金武町総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 本町の将来の健全な発展を促進するために策定する町政の総合的計画をいい、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものとする。
- (2) 基本構想 本町の将来像を描き、町づくりの方針を明らかにする計画をいう。
- (3) 基本計画 基本構想にそって具体的な町づくり、町民生活向上のための方策、手段の大綱をあらわした計画をいう。
- (4) 実施計画 基本計画で定められた本町の施策の大綱を、町の行財政の中においてどのように実施していくかを明らかにするための計画をいう。

(計画策定の原則)

第3条 総合計画は、行政各部門相互の有機的関連を図るとともに、関係諸団体と連絡協調を保ちつつ長期的な視点と広域視野にたって、総合的かつ計画的に全体として秩序と調和のあるものとし。本町の発展に資するよう策定しなければならない。

(基本構想の期間)

第4条 基本構想の期間は10年とし、原則として10年を経過するごとに検討を加え、さらに10年の計画として策定する。

(基本計画の期間等)

第5条 基本計画の期間は、5年とし、原則として5年を経過するごとに検討を加え、さらに5年間の計画として社会情勢の推移に適合するように策定する。

- 2 基本計画は、前項の場合のほか、特に著しい社会情勢の変化又は特別な理由がないかぎり変更することができない。

(実施計画の期間等)

第6条 実施計画の期間は、3年とし、単年度ごとに区分し、1年度を経過するごとに検証を加え、さらに3年の計画として策定する。

- 2 実施計画は、次の各号のいずれかの理由による場合のほか、これを変更することができない

第5次金武町総合計画【前期基本計画】

資料編

い。

- (1) 前項の規定により変更するとき。
- (2) 基本計画が変更されたとき。
- (3) 国又は県の計画変更により事務事業量の著しい増減が生じたとき。
- (4) 災害その他やむを得ない事情が生じたとき。
- (5) その他町長が必要と認めたとき。

(総合計画策定委員会)

第7条 総合計画を策定するため、総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

2 策定委員会は、副町長、教育長並びに会計管理者、各課の課長及び各事務局の事務局長で組織し、策定委員長に副町長、策定副委員長に企画課長をもって充てる。

(報告)

第8条 策定委員会は、町の総合計画に関する事項を調査審議し、策定委員長は、その結果を町長に報告しなければならない。

(策定委員会の会議)

第9条 策定委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集する。

2 策定委員長は、会議の議長となる。
3 策定委員長は、必要と認めるときは関係職員を会議に出席させ、発言させることができる。

(総合計画作成委員会)

第10条 策定委員会を補佐する組織として総合計画作成委員会（以下「作成委員会」という。）を置く。

2 作成委員会は、各課及び各事務局の主幹及び係長をもって組織する。

(作成委員会の職務等)

第11条 作成委員会は、総合計画策定に必要な基礎資料の収集、作成及び検討並びに素案作成をする。

(作成委員長及び作成副委員長)

第12条 作成委員会に作成委員長及び作成副委員長を置く。
2 作成委員長及び作成副委員長は、作成委員の互選による。
3 作成委員長は、作成委員会を代表し、会務を総理する。
4 作成副委員長は、作成委員長を補佐し、作成委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(作成委員会の会議)

第13条 作成委員会は、作成委員長が招集し、会議の議長となる。

(庶務)

第14条 策定委員会及び作成委員会の庶務は、企画課において処理する。

(基本構想、基本計画及び実施計画案の作成)

第15条 策定委員会は、作成委員会により検討された基本構想及び基本計画の素案を総合的に審議し、原案を作成する。

2 実施計画は、基本計画に従い、これを実現するように各課の長が作成して計画案に基づき企画課長が統合調整して原案を作成する。

(総合計画原案の決定)

第16条 総合計画の原案は、策定委員会が総合調整した原案に基づいて町長が決定する。ただし、基本構想及び基本計画については、あらかじめ金武町総合計画審議会に諮問し、答申を受けるものとする。

(委任)

第17条 その規則の定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布に日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年11月9日から施行する。

2. 金武町総合計画審議会の組織及び運営に関する規則

平成7年5月1日
規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、金武町付属機関に関する条例（昭和54年金武村条例第13号）第3条の規定に基づき、金武町総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、本町の基本構想及び基本計画の策定、その他必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会の委員は、15名以内とし、町長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

- 2 委員の再任は、妨げない。
- 3 町長は、委員に欠員が生じた時は随時補充することができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、新議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長の事故あるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは議長が決するところによる。

(専門部会)

第7条 審議会に特定の事項を調査及び審議させるため、必要に応じて専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2. 金武町総合計画審議会の組織及び運営に関する規則

- 2 部会に属すべき委員は、審議会に諮り、会長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会の委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、部会の会務を総理する。
- 5 副部会長は、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 部会の会議については、第6条の規定を準用する。その場合においては「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。
- 7 部会長は、部会における審議の経過及び結果を審議会に報告しなければならない。
- 8 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(関係者の出席)

第8条 審議会及び部会において、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、企画課において処理する。

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長と協議のうえ、町長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

3. 委員名簿

(1) 第5次金武町総合計画審議会委員

No.	役職	氏名	備考	区分
1	会長	山里 均	区長会代表	地域
2	副会長	松田 健人	特定非営利活動法人雄飛ツーリズムネットワーク理事長	観光
3	委員	渡慶次 佐知子	町民公募	子育て支援
4	委員	新島 勝	町民公募	障がい者施策
5	委員	和地 陽二	町民公募	産業
6	委員	安富祖 かの子	金武町社会福祉協議会事務局次長	福祉
7	委員	名嘉眞 隆	商工会経営指導員	産業
8	委員	与那城 厚	金武町教育委員	教育
9	委員	宜野 憲一	金武町民生児童委員協議会会长	地域
10	委員	与那嶺 普	福祉事業所代表	福祉
11	委員	比嘉 蘭子	金武町婦人会長	地域
12	委員	森山 朝男	前基地跡地推進課長	全体

(2) 第5次金武町総合計画策定委員

No.	役職	氏名	役職名	備考
1	委員	池原 均	金武町副町長	策定委員長
2	委員	比嘉 貴一	金武町教育長	
3	委員	仲間 正巳	会計管理者	
4	委員	上原 浩	総務課長	
5	委員	安富祖 昇	企画課長	策定副委員長
6	委員	宮里 安秀	基地跡地推進課長	
7	委員	安富祖 効	産業振興課長	
8	委員	宝 正徳	建設課長	
9	委員	仲田 博	住民生活課長	
10	委員	仲間 理	税務課長	
11	委員	仲間 賢	保健福祉課長	
12	委員	仲間 光明	水道課長	
13	委員	知念 久	学校教育課長	
14	委員	新里 朝治	社会教育課長	
15	委員	金城 健	農業委員会事務局長	
16	委員	松堂 嘉光	議会事務局長	

(3) 第5次金武町総合計画作成委員

区分	氏名	役職名	備考
総務・財政班	糸村 昌敏	総務課主幹	作成副委員長
	仲間 牧美	総務課出納係長	
	佐和田 守男	総務課行政係長	
	伊波 朝親	総務課人事・電算係長	
	金城 司	企画課主幹	
	仲里 雄也	企画課企画係長	
	安富 浩之	企画課基地涉外・国際交流係長	
	前田 勝美	企画課財政係長	
	仲間 功	基地跡地推進課主幹	
	比嘉 利国	基地跡地推進課事業計画係長	
	安富祖 匠	基地跡地推進課事業開発係長	
	富山 秋男	税務課主幹	
	宮里 亮	税務課住民税係長	
	飯野 千鶴子	税務課固定資産税係長	
	山城 平	税務課収納係長	
産業・建設班	宮城 貞弘	建設課主幹	
	久高 幸嗣	建設課建設第1係長	
	国吉 歩	建設課建設第2係長	
	伊芸 慎一郎	建設課用地係長	
	伊芸 黙	産業振興課主幹	
	前田 恒	産業振興課農政係長	
	伊芸 靖	産業振興課畜産・水産係長	
	伊芸 剛	産業振興課農林水産土木係長	
	池原 博章	農業委員会事務局係長	
教育・民生班	伊芸 誠	学校教育課主幹	
	仲里 江利	学校教育課学校教育係長	
	宜野座 和	学校教育課給食センター係長	
	儀間 権	社会教育課主幹	作成委員長
	安座間 充	社会教育課社会教育係長	
	仲間 彰布	社会教育課社会体育係長	
	金城 明美	社会教育課図書館係長	
	与那城 樹	保健福祉課主幹	
	末吉 豪	保健福祉課社会福祉係長	
	島袋 博	保健福祉課児童福祉係長	
	天願 晴美	保健福祉課高齢者福祉係長	
	金城 貴浩	住民生活課主幹	
	安田 吏	住民生活課住民生活係長	
	伊芸 明美	住民生活課保健・年金係長	
	仲間 常子	水道課主幹	
	与那城 隆男	水道課係長	

4. 第5次金武町総合計画（基本構想・前期基本計画）策定経過

年月日	内 容
平成 26 年 11 月	第4次金武町総合計画後期基本計画の検証・評価、基礎資料の収集・整理・分析などの事前準備開始
平成 27 年 03 月 10 日～27 日	市民アンケート実施(配布・回収)
04 月 28 日～ 05 月 15 日	職員アンケート実施(配布・回収)
08 月 26 日	関係団体ヒアリング(JA おきなわ金武支店、金武町青年団協議会、社会福祉協議会)
08 月 27 日	関係団体ヒアリング(金武町就活支援センター、金武町子ども育成連絡協議会、農業青年クラブ)
09 月 01 日	関係団体ヒアリング(金武町民生委員・児童委員)
09 月 03 日	関係団体ヒアリング(金武町婦人会連合会、金武町商工会、ネイチャーみらい館)
09 月 08 日	各区ヒアリング(伊芸区、金武区、並里区)
09 月 09 日	関係団体ヒアリング(女性による町づくり提言委員会、金武町観光協会) 各区ヒアリング(屋嘉区、中川区)
10 月 02 日	町長ヒアリング
10 月 08 日	各課ヒアリング(住民生活課、産業振興課①、保健福祉課、水道課)
10 月 09 日	各課ヒアリング(学校教育課、企画課①、基地跡地推進課、税務課)
10 月 13 日	各課ヒアリング(建設課、社会教育課、農業委員会、総務課)
10 月 14 日	各課ヒアリング(金武地区消防衛生組合、企画課②、産業振興課②)
11 月 09 日	第1回作成委員会(全体会議)
11 月 26 日	第2回作成委員会(産業・建設班)
11 月 27 日	第3回作成委員会(総務・財政班)、第4回作成委員会(教育・民生班)
12 月 01 日	第1回策定委員会
平成 28 年 01 月 27 日	第1回審議会(諮問)
02 月 16 日	第2回策定委員会
02 月 18 日	第3回策定委員会
02 月 23 日	第4回策定委員会
02 月 24 日	第5回策定委員会
03 月 08 日	第2回審議会
03 月 10 日	第3回審議会
03 月 16 日	第4回審議会
03 月 23 日	第5回審議会
03 月 31 日	第5次金武町総合計画基本構想・前期基本計画(案)について(答申)

5. 第5次金武町総合計画基本構想・前期基本計画（案）の諮問・答申

金企第 1896号

平成28年3月8日

金武町総合計画審議会長 殿

金武町長 仲間 一

第5次金武町総合計画基本構想・前期基本計画（案）の諮問について

金武町総合計画審議会の組織及び運営に関する規則第2条に基づき、第5次金武町総合計画基本構想・前期基本計画（案）を諮問致します。

金総計審第1号

平成28年3月31日

金武町長 仲間 一 殿

金武町総合計画審議会

会長 山里 均

第5次金武町総合計画基本構想・前期基本計画（案）について（答申）

平成28年3月8日金企第1896号で諮問のありました第5次金武町総合計画基本構想・前期基本計画（案）について、総合的・長期的な視点に立ち別紙の審議会日程により慎重に審議いたしました。本町の将来を見据えたまちづくりの指針を定めるものとして概ね妥当であると認め答申致します。

なお、計画の推進にあたっては、昨今の目まぐるしい社会情勢の変化に対応し得る執行体制のあり方を検討し、計画的かつ効率的な行財政運営を行うよう要望いたします。また、当審議会で討議された意見・要望事項等（別添）にも十分に配慮し、第5次金武町総合計画の将来像である「みんなで築く 夢と希望を持てるまち」を目指し、すべての町民が夢と希望を持ち、金武町に住んで良かったと思えるようなまちづくりに向けて努力されるようお願い致します。

第5次金武町総合計画【前期基本計画】

平成 28 年3月

発 行:金武町役場

企画・編集:金武町役場 企画課

〒904-1292 沖縄県国頭郡金武町字金武1番地

☎:098-968-6262(直通) 有線:8-6262

E-MAIL:kikaku@town.kin.okinawa.jp

印 刷:文進印刷株式会社

〒901-0306 沖縄県糸満市西崎町 5 丁目 10-14

☎:098-994-5777



“みんなで築く
夢と希望がもてるまち”

金武町イメージキャラクター「金武タームくん」